

東洋食品工業短期大学

[様式1～8]自己点検・評価報告書

様式1—表紙

令和4・5年度版

東洋食品工業短期大学 自己点検・評価報告書

令和7年3月

目 次

自己点検・評価報告書

1. 自己点検・評価の基礎資料 1
2. 自己点検・評価の組織と活動 11

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] 13
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] 15
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] 18

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] 21
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] 37

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] 48
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] 58
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] 63
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] 64

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] 70
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] 72
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] 75

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

昭和 13(1938)年～昭和 35(1960)年		
昭和 13 (1938) 年	3 月	財団法人東洋罐詰専修学校認可
昭和 13 (1938) 年	4 月	東洋罐詰専修学校創設
昭和 33 (1958) 年	10 月	同窓会（アピール会）発足
昭和 36(1961)年～平成 12(2000)年		
昭和 36 (1961) 年	3 月	学校法人東洋食品工業短期大学認可
昭和 36 (1961) 年	4 月	東洋食品工業短期大学開学 「缶詰製造科」設置
昭和 37 (1962) 年	4 月	研究部門を分離独立、東洋食品研究所設立
昭和 40 (1965) 年	4 月	図書館完成
昭和 46 (1971) 年	9 月	学生会発足
昭和 63 (1988) 年	7 月	新斉志寮完成
平成 12 (2000) 年	12 月	食品衛生課程（食品衛生管理者・監視員） の養成施設に指定
平成 13(2001)年～現在		
平成 18 (2006) 年	3 月	短期大学士（食品工学）の学位授与開始
平成 19 (2007) 年	4 月	学科名を「包装食品工学科」に改称 密封技術コースと食品製造技術コースの 2 コース制導入
	9 月	本館及び図書館全面リニューアル
平成 20 (2008) 年	2 月	新体育館及び食堂完成

東洋食品工業短期大学

	3月	短期大学基準協会による認証評価で適格認定（1回目）
	4月	男女共学化
	9月	外国人向け短期研修開始
平成 22（2010）年	2月	海外短期研修プログラム開始
平成 23（2011）年	10月	社会人育成コース（現社会人育成講習会）開始
	11月	短期大学開学 50 周年記念講演会開催 高碓芳郎教育支援基金創設
平成 24（2012）年	9月	社会人育成コース（現社会人育成講習会）で履修証明プログラム開始
平成 25（2013）年	7月	新教育実習棟（南館）完成
	10月	アセプティック飲料充填設備の運用開始
平成 27（2015）年	3月	短期大学基準協会による認証評価で適格認定（2回目）
	12月	社会人育成講習会「包装食品工学総合コース」が、文部科学大臣より「職業実践力育成プログラム」（BP）に認定
平成 29（2017）年	4月	包装食品工学科の 2 コース制を廃止
令和 2（2020）年	12月	社会人育成講習会「包装食品工学総合コース」を廃止し、新たに、社会人育成講習会「食品総合技術コース」「食品分析・製造技術コース」「食品製造・密封技術コース」が、文部科学大臣より「職業実践力育成プログラム」（BP）に認定
令和 3（2021）年	9月	一般社団法人大学・短期大学基準協会による認証評価実施（オンラインにて 2 日間実施 9月 14 日（火）～9月 15 日（水））
令和 4（2022）年	3月	一般社団法人大学・短期大学基準協会による認証評価で適格認定（3回目）

東洋食品工業短期大学

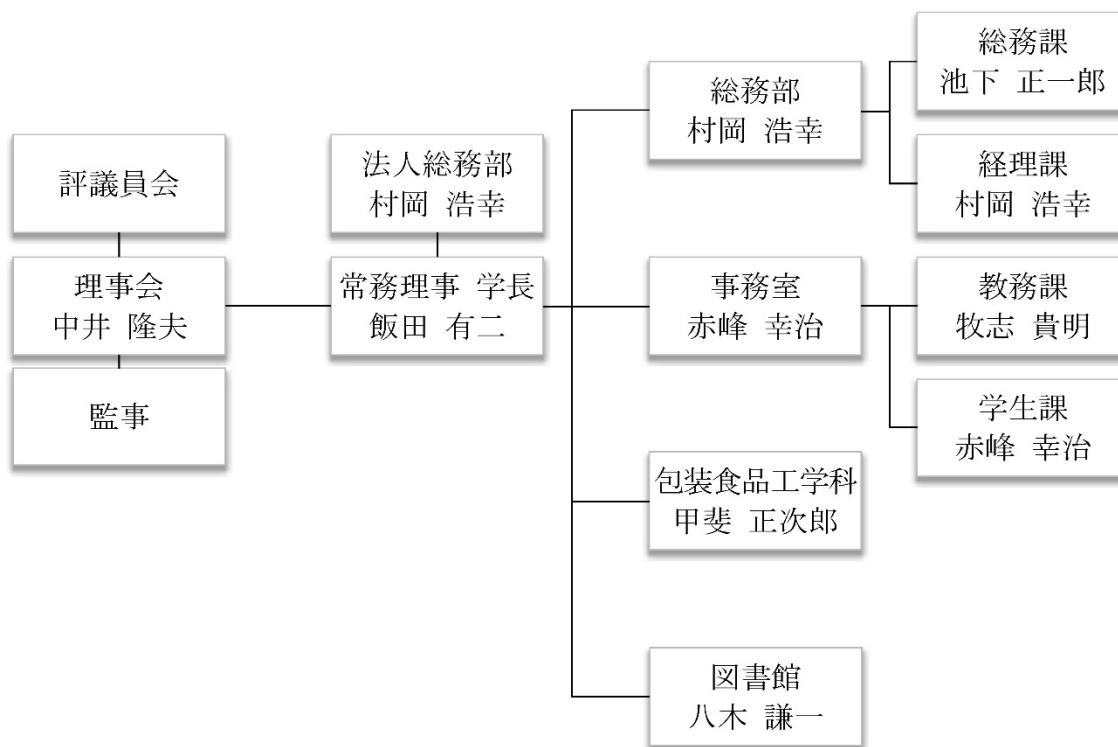
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和6年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員 (人)	収容定員 (人)	在籍者数 (人)
東洋食品工業 短期大学	兵庫県川西市 南花屋敷4丁目 23番2号	35	70	55

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和6年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

東洋食品工業短期大学は、JR福知山線川西池田駅西方約1キロの川西市南花屋敷に所在する。川西市は大阪府と兵庫県の県境に位置し、東は大阪府池田市、西は兵庫県宝塚市、南は伊丹市、北は猪名川町に隣接している。人口は約15万人であり、阪神間を通勤圏とするベッドタウンである。中南部には閑静な住宅街が広がる一方、清和源氏発祥の地として有名な多田神社、源満仲が開発したと伝えられる多田銀山等、数多くの名所旧跡が点在している。北部は山や河川など豊かな自然に恵まれており、一庫ダム周辺地域には兵庫県立一庫公園が整備されている。

大学が所在する南花屋敷の北側は、大正時代に開発された阪神間でも屈指の歴史ある住宅地となっており、大正文化を象徴する洋館が階段状に建築され、景観形成建築物として宝塚市の指定を受けた住宅が多数ある。その中でも、本学の創設者、高碕達之助が住居として使用していた「高碕記念館」が、ウィリアム・M・ヴォーリズ的设计した唯一の残存する建物（ひょうごの近代住宅100選選定）として名高い。

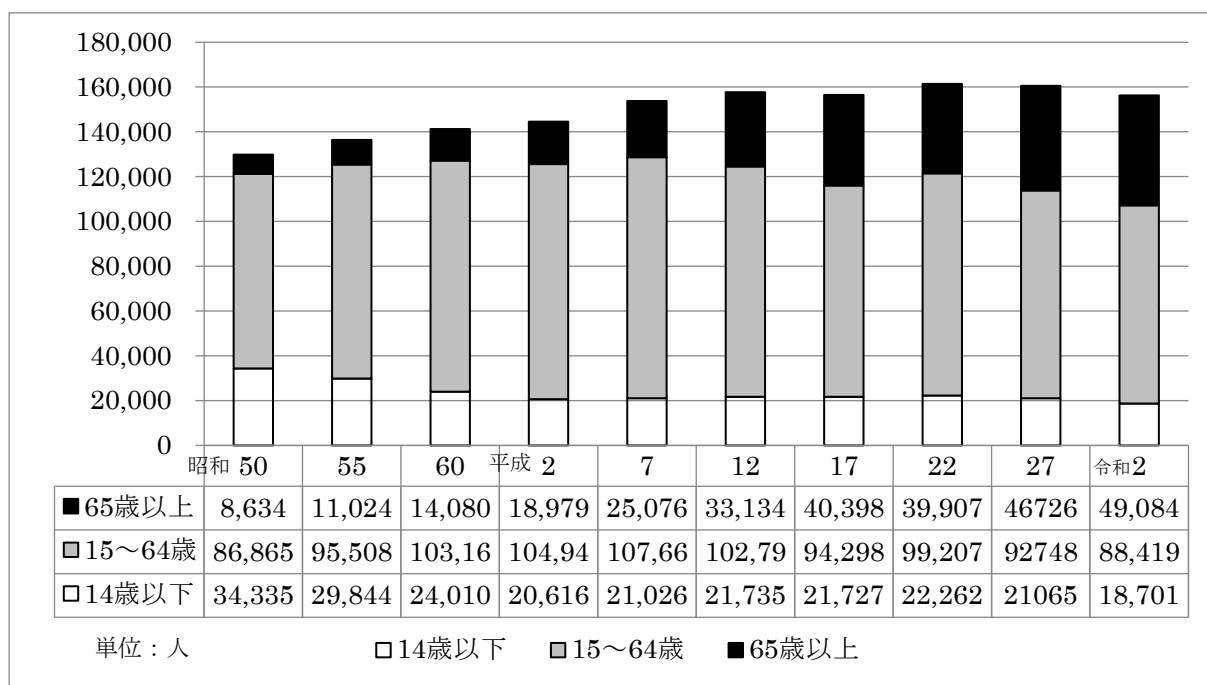
大学は、高碕達之助の私邸のあった雲雀丘の近傍に設置するという前提のもと、南花屋敷（旧 川西町大字寺畑字落掛）を建学の地とした。創設当時、大学周辺は田畑が広がる田園地帯であったが、現在は、マンションや低層住宅が立ち並ぶ閑静な住宅街となっており、遠隔地出身の学生向けに本学が提供している寮（男子）と学生マンション（女子）も、大学から徒歩5分前後の住宅街にある。学びと学生生活の環境は良好である。

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の所在市である川西市は、高度経済成長期に、いわゆる大都市圏衛星都市の典型として発展し、ニュータウンの開発が相次いで行われる等、住宅都市として目覚ましい発展を遂げた。人口は、昭和30年代中頃から急増し、平成12年までは増加傾向にあったが、平成12年以降は16万人前後で推移してきた。

年齢別に見ると、65歳以上の高齢者人口が増加、少子高齢化が急速に進行しており、平成22年をピークに、人口が減少している。15～19歳の人口に関しては、川西市及び周辺市町ともに、ほぼ横ばいで推移している。

①本学の所在市 川西市の人口推移（川西市 推計人口より）



②川西市と周辺市町(兵庫県)の15～19歳人口推移 (各市町村の推計人口より)

地域	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
川西市	7,773	4.9	7,514	4.8	7,337	4.7	7,159	4.6	7,203	4.7
宝塚市	11,725	5.0	11,446	4.9	11,295	4.9	11,228	4.9	11,151	4.9
伊丹市	9,532	4.8	9,321	4.7	9,189	4.7	9,211	4.7	9,177	4.7
猪名川町	1,838	6.0	1,840	6.1	1,797	6.0	1,795	6.1	1,741	6.0

※ 川西市及び周辺市町村の推計人口は、原則、各年度3月末の情報を採用。

■ 学生の入学動向

本学は、食品を加工・製品化する技術を学ぶ大学であることから、全国の農業、水産高等学校で食品を学ぶ生徒及び食品メーカーの社員が多く進学してきており、短期大学としては珍しい全国区の大学である。一方、所在県の兵庫県及び隣接している大阪府からの入学者は、普通高校出身の生徒で占められている。

本学が所在する地元川西市には専門高校がないこともあり、普通高校からの進学が中心で、入学者は過去5年間で僅か5名、全体に占める割合は3.1%である。所在県の兵庫県では、過去5年間で30名の18.5%、近畿圏で68名の42.6%と、近隣通学圏の学生は全体の4割であり、6割の学生は遠隔地の出身となる。

①学生の出身都道府県別人数及び割合 (出身校の所在都道府県で分類)

地域	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		過去5年間合計	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	1	2.9	0	—	1	3.5	0	—	0	—	2	1.2
東北	2	5.9	2	5.7	0	—	0	—	0	—	4	2.5
関東	1	2.9	0	—	0	—	3	8.8	0	—	4	2.5
中部	14	41.2	11	31.4	11	39.2	11	32.4	8	25.8	55	34.0
大阪府	6	17.7	7	20.0	3	10.7	3	8.8	5	16.1	24	14.8
兵庫県	6	17.7	5	14.3	7	25.0	6	17.7	6	19.3	30	18.5
近畿他	1	2.9	5	14.3	2	7.2	4	11.8	2	6.5	14	8.6
中国	1	2.9	0	—	0	—	1	2.9	2	6.5	4	2.5
四国	0	—	1	2.9	2	7.2	1	2.9	1	3.2	5	3.1
九州 沖縄	2	5.9	4	11.4	2	7.2	4	11.8	7	22.6	19	11.7
外国	0	—	0	—	0	—	1	2.9	0	—	1	0.6
合計	34	100.0	35	100.0	28	100.0	34	100.0	31	100.0	162	100.0

※ 前年度の令和5年度を起点に過去5年間を記載

②学生の出身地別人数及び割合（兵庫県）

地 域	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	過去5年間 合計		
	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	割合 兵庫県 (%)	割合 全国 (%)
川西市	0	1	3	0	1	5	16.7	3.1
宝塚市	1	1	0	0	1	3	10.0	1.9
伊丹市	1	0	0	0	2	3	10.0	1.9
猪名川町	0	0	0	1	0	1	3.3	0.6
その他	4	3	4	5	2	18	60.0	11.0
兵庫計	6	5	7	6	6	30	100.0	18.5

■ 地域社会のニーズ

本学は、地元川西市と、包括的連携協力に関する協定を締結し、豊かで活力ある地域社会の形成と地域の振興を図り、相互の発展を目指してきた。また、地域住民からも、住民の教養向上、文化振興の充実などを常に求められているものと考え、大学運営を行っている。

そのような要請・要望に対し、食の安全等をテーマにした定例講演会を川西市、宝塚市、川西商工会の後援で毎年行い、地域住民から好評を博している。

■ 地域社会の産業の状況

川西市は、高度経済成長期に住宅都市として発展してきた経緯から、産業は、サービス業及び卸売・小売業、不動産業が、事業所数の8割、総生産額の7割以上を占めている。産業分野別の状況は、下記の通りである。

- ・商業 高度経済成長期に市内ターミナル駅付近の再開発等が進んだことで第3次産業が大きく発展したものの、現在は、川西市及び近隣地域への相次ぐ大規模小売店進出、ネットショッピングの増加などの消費行動の変化や、店主の高齢化や後継者不足により、地域に根ざした商業が衰退傾向にある一方、市内で買い物をする市民の割合は高いようである。
- ・工業 小・中規模の事業所数の割合が高い傾向にあり、景気低迷期に廃業や移転が相次いでいる。準工業地域での廃業や移転により空地となった土地では住宅開発が進み、住工混在が顕著となったことで操業環境の更なる悪化が進むなど、工業も衰退傾向にある。
- ・農業 農林産物の大消費地である阪神間に近接していることもあり、トマトや葉物野菜、米、いちじく、桃、切り花や切り枝、北摂栗など、数多くの農産物が生産され、市場へ出荷されている。また、里山のクヌギやコナラなどを活用した「一庫菊炭」や「原木シイタケ」の生産も行われているものの、耕地面積は減少傾向にある。

■ 短期大学所在の市町村の全体図

① 全体図（兵庫県）



② 周辺図(川西市)



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

(以下の①～④は事項ごとに記述)

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
① ウェブサイトに公開されている専任教員の業績において研究分野及び研究業績等の記載がないものがある。
(b) 対策
① 記載がない専任教員の多くは実務家教員であったが、それら全ての教員は、受託研究や卒業課題研究を通して研究に携わっており、令和4年度からは、教員全員に「テーマ年間計画表」の提示を求め、併せてウェブサイトにも全教員の研究分野及び研究業績等の掲載を行う。
(c) 成果
① 上述のとおり、令和4年度に改善完了

- ② 上記以外で、改善を図った事項について

(a) 改善を要する事項
① 学生に建学の精神が定着しておらず、建学の精神と、卒業認定・学位授与の方針及び8つの学修成果との結びつきが不明瞭となっている。
② P D C A サイクルにおける I R ・評価センターの統括としての活動が明確ではない。
③ シラバスにおいて、予習・復習等の学修準備に必要な時間の記載方法が、科目間で統一されていない。
④ 入学者選抜方法と入学者受け入れの方針との対応関係が、学力の3要素に基づいた内容で公表されていない。
(b) 対策
① 建学の精神を定着させる方策を検討中である。
② 令和4年度にアセスメント・ポリシー他を公開予定である。
③ 令和4年度シラバスから統一する。
④ 令和4年度配付の入学者選抜要項から明記する。
(c) 成果
① 対応検討中である。
② 令和5年度にアセスメント・ポリシー他を公開済み。
③ 令和4年度シラバスから統一済み。
④ 令和4年度配付の入学者選抜要項から明記済み。

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応 (「早急に改善を要すると判断される事項」)
①評価の過程で、学生募集要項内に入試方法区分ごとの募集人数を明記していない点が指摘された。指摘後は速やかに、文部科学省通達の精読、確認を行ない、それを踏まえて学内で審議を重ね、令和5年度入学者選抜要項(令和4年度配布分)から入試方法区分ごとの募集人数を明記することを明言した。
(b) 改善後の状況等
①令和5年度入学者選抜要項(令和4年度配布分)より、入試方法区分ごとの募集人員を明記している。

- ④ 評価を受ける前年度に、「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和6年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	本学ウェブサイト※
2	卒業認定・学位授与の方針	本学ウェブサイト※ 大学ポートレート
3	教育課程編成・実施の方針	本学ウェブサイト※ 大学ポートレート
4	入学者受入れの方針	本学ウェブサイト※ 大学ポートレート
5	教育研究上の基本組織に関すること	本学ウェブサイト※
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	本学ウェブサイト※

7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	本学ウェブサイト※ 大学ポートレート
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	本学ウェブサイト※
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	本学ウェブサイト※
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	本学ウェブサイト※ 大学ポートレート
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	本学ウェブサイト※ 入学試験要項 大学ポートレート
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	本学ウェブサイト※ 大学ポートレート

※ <https://www.toshoku.ac.jp/outline/disclosure/>

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 表 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	本学ウェブサイト※ 本学掲示板

※ <https://www.toshoku.ac.jp/outline/disclosure/>

(7) 公的資金の適正管理の状況 [令和5年度]

- 公的資金の取り扱いについては、「研究活動上の不正防止に関する規程」に基づき、学長を最高管理責任者、事務室長を統括管理責任者、各部署にコンプライアンス推進責任者を置き、研究活動及び研究費等の適正な運営及び管理を行う体制を構築している。

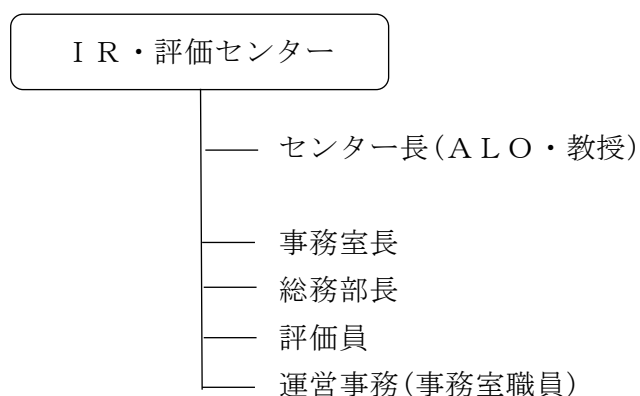
2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・評価については、I R・評価センターがその任に当たっている。その構成員は、以下の通りである。

東洋食品工業短期大学 I R・評価センター		(令和6年度)
センター長	一般財団法人大学・短期大学基準協会 A L O 包装食品工学科学科長・教授	甲斐 正次郎
センター員	事務室長	赤峰 幸治
〃	総務部長	村岡 浩幸
〃	包装食品工学科 教授	高橋 英史
〃	一般財団法人大学・短期大学基準協会評価員 包装食品工学科 教授 図書館長	八木 謙一
〃	一般財団法人大学・短期大学基準協会評価員 包装食品工学科 教授	井上 保
〃	包装食品工学科 講師	福島 睦之
〃	教務課長	牧志 貴明
運営事務	I R e r 学生課係長	山口 祐智

■ 自己点検・評価の組織図



■ 組織が機能していることの記述

I R・評価センターは、「東洋食品工業短期大学 学則」及び「東洋食品工業短期大学 I R・評価センター規程」に基づき、教職員が一体となった自己点検・評価システムを構築することを目的に、平成29年に組織した。当センターは、自己点検・評価の企画・立

案及び実施に関することはもちろん、報告書の公表、認証評価受審時における対応組織としての役割も担っている。

令和5年度の「自己点検・評価報告書」は、令和3年度に引き続き、教授及び事務職員が執筆した。執筆にあたっては、多くの教職員にヒアリングを行ない、その内容を自己点検・評価報告書の記述に反映させている。

自己点検・評価を毎年実施することにより、本学の現状把握が的確に行われ、問題点が顕在化され、改善の方向性が明確になってきている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

令和6年 1月23日	令和4・5年度 自己点検・評価報告書 作成方針並びに執筆担当者及びスケジュールの決定 執筆担当者に報告書作成の依頼
令和6年 5月31日	報告書原稿 〆切
令和6年 6月 1日	報告書原稿 再検討依頼
令和6年 6月30日	報告書原稿 再検討原稿 〆切
令和6年 7月10日～	報告書原稿の精査
令和7年 1月31日	報告書原稿の精査終了
令和7年 2月 3日	報告書原稿（精査後）の最終確認依頼
令和7年 3月10日	報告書原稿（精査後）の最終確認依頼 〆切
令和7年 3月17日	報告書の提出（※今回はウェブサイトへの公開）

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

[区分 基準 I-A-1 建学の精神が確立している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は、短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は、教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

(1) 本学は、昭和 13 年 4 月に高碓達之助が東洋罐詰専修学校を創設したことに始まる。達之助は、昭和初期から、欧米諸国の缶詰産業の視察を通じて、欧米の缶詰と我が国の缶詰の技術格差を痛感していた。特に、日本における当時の缶詰の品質問題は、避けて通れない大きな課題であった。そのため、缶詰の基本原理を科学的側面から分析・研究し直す必要があることを説いていた。一方、国内の缶詰産業が急速に発展・拡大したことにより、缶詰業界は慢性的な技術者不足の状態にあり、これに対する養成機関も脆弱を極めた状況にあった。これらの実情を鑑み、達之助は、一企業の経営者という立場を超えて、缶詰技術者の養成と缶詰技術の研究をするための教育機関となる東洋罐詰専修学校を創設した。

同校は、「缶詰業を通じて社会に奉仕し、国益を伸長する」という、創立者・高碓達之助の理想と情熱のもと、優秀な技術者を育成することを目的として人格教育に力を注いだ。そして、昭和 36 年に設立された本学にもこの精神を引き継ぎ、建学の精神と教育理念を下記とした。

- ・建学の精神「誠実と勤労の精神を根底においた人格教育」
- ・教育理念「理論と実際の技術をあわせ修め、勤労を尊ぶ優秀な技術者を育成する」

以降、長らく、この建学の精神と教育理念を掲げていたが、大学改革の中で、東洋罐詰専修学校創設の目的である「缶詰技術者の育成」を建学の精神の中に盛り込むことで、本学のような単科短期大学の特徴と社会に対する貢献内容をより明確に示すことが可能であると判断し、平成 28 年 11 月に開催した理事会を経て建学の精神を下記のように改定した。なお、新しい建学の精神には、上述の建学の精神、教育理念を統合しており、これは、本学が目指す教育の理念・理想を明確に示している。

《建学の精神》心正しく、誠実と勤労の精神を尊び、包装食品工学の理論と技術をあわせ修めた包装食品業界の担い手を育成する

(2) 建学の精神は、教育基本法前文の「公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育」と合

致しており、公共性を有している。

- (3) (4) 本学ウェブサイト、大学案内等の様々な媒体を用いて、建学の精神を学内外に公表している。また、学内においては、入学前教育、入学時オリエンテーション、学生向け配付物等を用いて、定期的に建学の精神に触れる環境を提供している。なお、新任教職員については、入職時教育等を通じて建学の精神に触れている。
- (5) 大学運営及び大学改革について意思決定を行う会議体である大学運営会議において、年に1回、必ず確認している。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

- (1) 本学では、年1回、地元の川西市、宝塚市及び川西市商工会の後援を頂き、地域住民や食品関連企業関係者を対象とした「定例講演会」を実施している。

生涯学習事業としては、教育基本法第7条及び学校教育法第83条の規定に定められた履修証明制度に基づき、社会人等の学生以外の者を対象とした履修証明プログラム（名称「社会人育成講習会」）を実施している。

これ以外にも、本学では科目等履修生制度を設けている。

- (2) 地元川西市とは、平成21年から、地域社会の発展を目的とした包括的な連携協定を締結している。令和5年度は、教育委員会との共同研究として「自校式給食施設における衛生管理教育と微生物管理手法の研究」を開始した。

教育機関との協定については、兵庫県立農林水産技術総合センターが進めている県産品の6次産業化の推進に協力している関係で、同センター管轄の兵庫県立農業大学校と大学間連携協定を締結している。この連携協定に基づいて、例年、同校学生が本学の講義を受講し、製造実習を行なっている。また、本学学生が同校を訪問し、農畜産実習を実施している。その他にも、産業技術短期大学、タイ王国のランシット大学、チュラロンコン大学及びカセサート大学と締結しており、教員及び学生の交流を図っている。

高等学校との連携については、愛知県立三谷水産高等学校と令和4年2月に高大連携協定を結んでおり、生徒向け夏期講習や、高校教員の技術面のサポートを行なっている。

上記の他にも、協定は締結していないものの、近隣市町村における食育教育など、幅広く地域・社会と連携している。

(3) 本学は、川西市とのまちづくりに関する包括的な連携協定に基づき、災害対策用品の保管や災害時の緊急避難場所の提供等に協力している。令和3年度からは、川西警察署の要請により、兵庫県の警察署協議会条例に基づく警察署協議会に対し、本学教員を協議員として派遣している。

協議員の身分は非常勤の特別職の公務員と扱われており、2ヶ月に1回の頻度で開催される協議会に出席し、警察署の様々な施策に対する市民側の意見を述べている。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

特になし

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特になし

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

【基準 I-B 教育の効果】

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に役立っているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

(1) 包装食品工学科の教育目的・目標は下記の通りであり、I-A-1 (1) で述べた建学の精神に基づいて確立している。

《教育研究上の目的》

包装食品製造に関わる理論と技術の教授並びに研究を行い、包装食品業界の発展を支えるとともに、人々の豊かな暮らしの創出に貢献する。

《教育研究上の目標》

- ・包装食品製造を支える「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」の各工程に関連した専門知識や技術を身につけるとともに、包装食品製造全体を見通す視野と応用力を養う。
- ・包装食品製造に深く関係する各種資格の取得を奨励し、資格に裏打ちされた高い技術力を養う。
- ・人格教育に基づき、包装食品製造を担うことができる人間性を醸成する。
- ・包装食品業界の発展に寄与する実践的な研究を行う。

(2) 学外に向けては、本学ウェブサイト上で表明している。また、学内に向けては、入学時オリエンテーション等で説明している。

(3) 本学の教育内容に関する地域・社会の要請を定期的にキャッチするため、下記の通り、定期的に企業にヒアリングを行なっている。ヒアリング内容は教職員に共有し、本学の人材養成が地域・社会の要請に応えられているか点検している。

時期	相手先	ヒアリング内容
R 6/ 2	エム・シーシー食品(株)	・建学の精神に基づく人材養成・輩出の方針について
R 5/ 9	エム・シーシー食品(株)	・品質管理のためのデータサイエンス教育プログラムについて
R 5/ 9	キューピー(株)神戸工場	・品質管理のためのデータサイエンス教育プログラムについて ・建学の精神及び3つのポリシーの妥当性について ・教育課程編成の考え方について
R 5/ 9	メビウスパッケージング(株) 摂津工場	・品質管理のためのデータサイエンス教育プログラムについて
R 5/ 8	ベル食品工業(株)	・学修成果の妥当性について ・採用選考時に提供する学修情報について
R 3/ 8	キッコーマン食品(株) 高砂工場	・建学の精神及び3つのポリシーの妥当性について ・学修成果の妥当性について ・採用選考時に提供する学修情報について
R 2/ 9	エム・シーシー食品(株)	・建学の精神及び3つのポリシーの妥当性について ・学修成果の妥当性について ・採用選考時に提供する学修情報について
R 2/ 8	京都府立海洋高等学校	・本学「自己点検・評価報告書」の内容について
R 1/ 9	森永乳業(株)神戸工場	・建学の精神及び3つのポリシーの妥当性について ・学修成果の妥当性について ・採用選考時に提供する学修情報について
H30/ 9	キューピー(株)神戸工場	・建学の精神及び3つのポリシーの妥当性について ・学修成果の妥当性について ・教育課程編成の考え方について
H29/ 6	川西市商工会	・地域産業界が抱える課題について

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

- (1) 本学では、建学の精神に基づき策定している卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応した学習成果として、「1. 責任感・誠実さ」「2. 安全・安心に繋がる正しい判断基準」「3. 各製造工程の理解」「4. 各製造工程を支える分野の理解」「5. 各工程の繋がり、問題解決力」「6. 意見の伝達」「7. 他者理解」「8. 人との積極的な関わり」の8つを定めている。なお、具体的には下記の通りである。

《8つの学習成果》

1. 責任感を持って、誠実な態度で物事に取り組むことができる。
2. 食の安全・安心を実現するための要素を理解し、幅広い教養を基礎に置いて的確に判断することができる。
3. 食品製造工程を構成する「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」に関する知識と技術を備えている。
4. 食品製造工程全体を支える「品質管理」「衛生管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」に関する知識と技術を備えている。
5. 食品製造に関わる知識と技術のつながりと役割を理解し、それらを応用して問題解決にあたることができる。
6. 自分の言いたいことを相手に伝えることができる。
7. 相手の言いたいことを理解することができる。
8. 自分と異なる考えや価値観を理解したうえで、人と積極的に関わるすることができる。

- (2) 建学の精神に基づいて卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育目的・目標を策定しており、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育目的・目標とは相関性が高い。本学では、(1)で述べた通り、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と学習成果を紐づけており、自ずと、教育目的・目標に基づいて学習成果を定めている。

- (3) 学習成果については、カリキュラム案内（シラバス）や本学ウェブサイト等に明記し、学内外に表明している。

- (4) 学習成果は、FD専門委員会で定期的に点検するとともに、大学運営会議においても、学外の意見を踏まえて定期的に点検している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

- (1) 本学では、建学の精神に基づき、学生が身につけるべき資質・能力の目標として「食の安全を・安心を支える人間力」「各科目の繋がり理解」「コミュニケーション能力」を重視した卒業認定・学位授与の方針（DP）を定めており、このDP（目標）に到達するために必要な教育課程編成・実施の方針（CP）、本学が受け入れたい学生像（AP）を一体的に定めている。
- (2) 三つの方針は、学外（産業界等）の意見も聴きながら、大学運営会議において議論を重ねて策定している。
- (3) I-B-2 で述べた通り、本学ではDPに基づいた学習成果を定めており、全ての科目において、必ず1つ以上の学習成果を獲得できるような修得目標を定めている。また、三つの方針に強く関係する議論（例えば、カリキュラム編成等）を行う際も、必ず三つの方針を意識しており、大学全体が、三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針は、本学ウェブサイト上や各種パンフレット、カリキュラム案内（シラバス）や学生便覧などを用いて、学内外に広く表明している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学では、三つの方針をより体系的に評価・改善することを目的にアセスメントポリシーを定めており、教育の効果をより高めていくため、更なる活用を図っている段階である。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

- (1) 自己点検・評価を適切に行なうため、IR・評価センター規程を定め、当規程の定め

により I R・評価センターを設置している。

- (2) 認証評価を受審する時期だけでなく、1～2年ごとに自己点検・評価を行なっている。
- (3) 上記で述べた通り、本学では定常的に自己点検・評価を行なっており、その結果は必ず本学ウェブサイトに公表している。
- (4) 本学は、教職協働による大学運営が長らく浸透しているため、自己点検・評価においても、各教職員が自身の精通した分野を点検・評価するなど、全教職員が協働して（すなわち関与して）活動を行なっている。
- (5) 自己点検・評価活動における高等学校等の関係者の意見聴取については、令和2年度に京都府立海洋高等学校からいただいたものが最後となっているため、今後、新たな意見聴取を進める。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に直接的には活用していないが、(4)で述べた通り、全教職員が協働して自己点検・評価活動を行なっており、全教職員が各種委員会等の活動時に自己点検・評価の結果を意識できていることから、改革・改善活動の一助となっている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための P D C A サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法として、令和5年度にアセスメントポリシーを定めている。
- (2) 現状、査定の手法（アセスメントポリシー）を定めて公開した段階であり、定期的な点検にはまだ至っていない。
- (3) 教育の向上・充実を図るため、学修行動調査、授業評価アンケート、学習成果アンケート等を実施し、その結果を踏まえて、必要な改善を継続的に行なっている。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更については、文部科学省からの通

達や関係省庁のウェブサイトを定期的に確認し、法令を遵守している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

1点目の課題は、自己点検・評価活動における高等学校等の関係者の意見聴取についてである。I-C-1(5)で述べた通り、令和2年度が最後となっているため、高大連携協定校等を候補に、今後改めて意見聴取を行う。

もう1点は、アセスメントポリシーの活用ならびに定期点検である。I-C-2(1)(2)で述べた通り、令和5年度に策定・公開したものの、まだ軌道に乗っていないため、改善点を抽出し、必要に応じて改訂を進めていく。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

- ・ 学生便覧
- ・ 大学運営会議規程・議事録
- ・ IR・評価センター規程
- ・ 教授会規定・議事録
- ・ カリキュラム専門委員会規程・議事録
- ・ FD 専門委員会規程・議事録
- ・ 授業評価実施規程
- ・ 情報公開 web ページ E-10, 11
- ・ オリエンテーションスケジュール表
- ・ 授業改善計画書
- ・ 2024 学生便覧
- ・ 2024 年度生 カリキュラム案内 P10
- ・ 本学ウェブサイト 「大学概要・3つのポリシー」
<https://www.toshoku.ac.jp/outline/purpose/>
- ・ 大学案内 2024
- ・ 入学試験要項 2024 年度

<備付資料>

- ・ 本学ウェブサイト「情報公開」E10 卒業後アンケート
<https://www.toshoku.ac.jp/outline/disclosure/>

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学は包装食品工学科のみを擁する単科大学であり、大学と学科の卒業認定・学位授与の方針は同一である。学習成果についても同様に、大学と学科の学習成果は同一としてい

る。これらの内容は基準 I-B-2 および I-B-3 に示した。

(1) 卒業認定・学位授与の方針と学習成果との対応関係

本学では、卒業認定・学位授与の方針と学習成果を対応させるとともに、学生に配付しているカリキュラム案内（履修の手引き）に掲載し、周知を図っている。

対応関係については、具体的に次表のとおりである。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- (DP1) 食の安全・安心を支える人間力、すなわち、包装食品製造に従事する上で欠かせない、責任感、誠実さ、および価値観を身につけていること
- (DP2) 包装食品製造プロセスにおいて、各工程の役割と繋がりを理解し、問題解決を行う資質（知識、技術、応用力）を身につけていること
- (DP3) 自らの意見を相手に正しく伝えられるとともに、相手の意見を傾聴できるコミュニケーション能力を身につけていること
- (DP4) すべての必修科目を含む合計63単位以上を修得していること

学習成果

1. 責任感を持って、誠実な態度で物事に取り組むことができる。
2. 食の安全・安心を実現するための要素を理解し、幅広い教養を基礎に置いて的確に判断することができる。
3. 食品製造工程を構成する「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」に関する知識と技術を備えている。
4. 食品製造工程全体を支える「品質管理」「衛生管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」に関する知識と技術を備えている。
5. 食品製造に関わる知識と技術のつながりと役割を理解し、それらを応用して問題解決にあたることができる。
6. 自分の言いたいことを相手に伝えることができる。
7. 相手の言いたいことを理解することができる。
8. 自分と異なる考えや価値観を理解したうえで、人と積極的に関わることができる。

	学修成果							
	1	2	3	4	5	6	7	8
DP1	○	○						
DP2			○	○	○			
DP3						○	○	○
DP4	※卒業要件を定めるDP							

①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

上述した卒業認定・学位授与の方針のうちのDP4において、卒業の要件を明確に示している。また、学則23条と24条に明文化している（学生便覧 p.51）。

一方、成績評価の基準、資格取得の要件については、卒業認定・学位授与の方針には明記していないが、学則19条～21条ならびに「成績評価に関する規程」で定めており、これを周知している（学生便覧 p.50, p.71）。

資格取得の要件については、卒業認定・学位授与の方針には明記していないものの、卒業認定・学位授与の方針に合致している下記資格を取得することができる。

資格の説明（シラバス）

<p>公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会認定資格</p> <p>缶、ビン詰、レトルト食品の製造に携わる技術者を対象とした（公社）日本缶詰びん詰レトルト食品協会が認定する独自の主任技術者資格認定制度です。この認定制度には、「缶詰巻締主任技術者」、「缶詰品質管理主任技術者」、「缶詰殺菌管理主任技術者」の3種類があります。</p> <p>JAS認定工場の必要条件として、「缶詰品質管理主任技術者」および「缶詰巻締主任技術者」が在籍しなければならないことになっています。また、米国に製品を輸出する工場には「缶詰殺菌管理主任技術者」の有資格者が必要となります。本学では、3種類の認定資格を取得することができます。</p> <p>缶詰巻締主任技術者</p> <p>定められた科目単位を取得し、卒業後、実務経験3年を経て申請により取得が可能となります。</p> <p>缶詰品質管理主任技術者（1次試験免除）</p> <p>定められた科目単位を取得します。その後、学内で実施される2次試験に合格した者は、卒業後、実務経験3年を経て申請により取得が可能となります。 注）2次試験不合格者は卒業後、再度2次試験を受験し、合格かつ実務経験3年を経て申請により取得が可能となります。</p> <p>缶詰殺菌管理主任技術者（1次試験免除）</p> <p>定められた科目単位を取得します。その後、学内で実施される2次試験に合格した者は、卒業後、実務経験3年を経て申請により取得が可能となります。 注）2次試験不合格者は卒業後、再度2次試験を受験し、合格かつ実務経験3年を経て申請により取得が可能となります。</p>	<p>密封評価技術者（キャッピング/ヒートシール）資格</p> <p>本学で教育を行っている密封技術のなかでも、「キャッピング技術」と「ヒートシール技術」については公的資格が存在しません。このため、2009年より本学独自の資格を設置しました。</p> <p>定められた科目単位を取得し、試験に合格すると、卒業と同時に学内認定資格が取得できます。</p> <p>フードサイエンティスト（食品科学技術認定証）</p> <p>食品科学教育協議会が認定し、食品に関する科学的な知識をベースに、食品関連の技術者として働くスペシャリストに与えられる称号です。定められた食品科学分野および食品微生物分野の専門科目、演習、実習を含む科目を履修し、講習会を受講すると、卒業と同時に食品科学技術認定証が取得できます。</p>
---	--

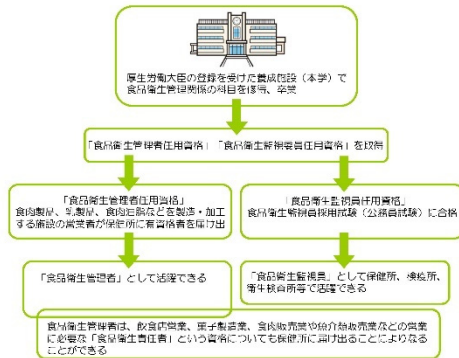
食品衛生管理者および食品衛生監視員任用資格

- 「食品衛生管理者」とは
食品衛生法により、乳製品、肉製品、添加物、その他の食品の製造・加工の過程で、特に衛生上の考慮を必要とする施設において、その管理する食品・添加物等に関して違反がないように、製造、加工に従事する者の監督を行う。
- 「食品衛生監視員」とは
食品衛生行政を直接担当する公務員で、空港や港での輸入食品の検査・監視、食品関連の会社や食品添加物、病院・学校・寄附倉等の給食施設などに対して、監視指導を行う。

本学は、「食品衛生管理者」と「食品衛生監視員任用資格」の養成施設として厚生労働省の登録を受けているので、食品衛生管理関係の科目を履修し、卒業すると同時にそれぞれの資格が取得できます。

「食品衛生管理者」は、卒業後に当該資格に関連した会社等に勤めた場合に、その会社が資格取付を保健所に申請すると、食品衛生管理者になることができます。また食品衛生管理者は、飲食店営業、菓子製造業、食肉販売業や魚介類販売業などの営業に必要な「食品衛生責任者」という資格についても保健所に届け出ることでよりなることができます。

一方、「食品衛生監視員任用資格」は、公務員試験に合格し、国・地方公共団体の食品衛生関連部署に配属された場合、食品衛生監視員として活躍することができます。



品質管理のためのデータサイエンス教育プログラム

数値・データサイエンス・AIの初級レベル教育（MDASH Literacy: Mathematics, Data science and AI Smart Higher Education）は、政府が発表した「AI戦略2019」に基づいており、データ駆動型社会の構築を目指しています。全ての大学・高専生は文理を問わず、基礎的素養（リテラシー）を身に付けることを求められており、卒業後の社会生活においてデータを活用した社会を担うことが期待されています。

定められた科目を修了することで、MDASH リテラシーの修了認定証（※2024年度に本学より文部科学省に申請し、認定プログラムとして認められた場合）が取得できます。

〔その他本学が推奨する資格〕

品質管理検定（QC検定3級） 一般財団法人日本規格協会認定資格

品質管理検定（QC検定）は品質管理に関する知識を客観的に評価するもので、広く全国各地で年2回（9月と3月）行われ、現在まで合格者は累計66万人を超えています。日本のほとんどの企業で実施されている品質管理を上手く進めるためには、品質管理に関する知識・能力・改善意識が重要です。

QC検定では仕事内容やその仕事における品質管理・改善を実施するのに、どれくらいの知識が必要であるかにより4つの級を規定しています。その中で、本学では現場における即戦力レベルとして有効なQC検定3級を推奨しています。

食品表示検定（中級） 一般社団法人食品表示検定協会認定資格

食品の表示は、食品を製造・販売する生産者や食品関連事業者から消費者に向けた重要なメッセージです。食品関連事業者は常に、食品表示に関する最新の制度に基づき、消費者が食品の内容を正しく理解できるように表示の作成に努める義務があります。

認定試験は外部で前期(6月)と後期(11月)の年2回行われます。初級、中級、上級とあり、初級は表示を正しく読み取る能力の評価に重点を置いており、中級は食品の表示を正確に作成できる能力の評価を目的としており、本学では中級を推奨しています。

資格取得の要件

缶詰巻締主任技術者認定の条件

下記の科目の単位を取得すること

※卒業後、実務経験3年を経た申請により取得可能

科目名称	単位数	取得単位数記入欄	
		1年	2年
		前期	後期
食品容器 I	1		
密封技術 I A	1		
品質管理	2		
金属容器密封実習	1		
食品容器 II	1		
密封技術 II A	2		
機械要素	1		
機械製図	1		
二重巻締実習	2		
巻締主任技術者認定実習	2		

缶詰品質管理主任技術者の1次試験免除の条件

下記の科目の単位を取得すること

※学内にて2次試験を実施。合格者は卒業後、実務経験3年を経た申請により取得可能
※2次試験不合格者は卒業後、再度2次試験を受験し、合格かつ実務経験3年を経た申請により取得可能

科目名称	単位数	取得単位数記入欄	
		1年	2年
		前期	後期
食品原料	1		
食品容器 I	1		
食品加工 I	2		
食品法規 I	1		
食品衛生学	2		
品質管理	2		
食品微生物学	2		
食品製造実習	2		
実践フードプロセス実習	2		
微生物実験 I	1		
食品容器 II	1		
実践品質管理	1		

缶詰殺菌管理主任技術者の1次試験免除の条件

下記の科目の単位を取得すること

※学内にて2次試験を実施。合格者は卒業後、実務経験3年を経た申請により取得可能
※2次試験不合格者は卒業後、再度2次試験を受験し、合格かつ実務経験3年を経た申請により取得可能

科目名称	単位数	取得単位数記入欄	
		1年	2年
		前期	後期
食品原料	1		
食品容器 I	1		
食品加工 I	2		
食品法規 I	1		
食品衛生学	2		
殺菌技術	2		
食品微生物学	2		
食品製造実習	2		
実践フードプロセス実習	2		
微生物実験 I	1		
食品容器 II	1		
殺菌実習	1		

密封評価技術者（キャッピング）認定の条件

下記の科目の単位を取得し、試験に合格すること

科目名称	単位数	取得単位数記入欄	
		1年	2年
		前期	後期
食品容器 I	1		
密封技術 I B	1		
品質管理	2		
非金属容器密封実習	1		
食品容器 II	1		
密封技術 II B	1		
キャッピング実習	1		

密封評価技術者（ヒートシール）認定の条件

下記の科目の単位を取得し、試験に合格すること

科目名称	単位数	取得単位数記入欄	
		1年	2年
		前期	後期
食品容器 I	1		
密封技術 I B	1		
品質管理	2		
非金属容器密封実習	1		
食品容器 II	1		
密封技術 II B	1		
ヒートシール実習	1		

食品科学教育協議会認定資格（フードサイエンティスト）認定の条件 単位取得の条件を満たし、講習会を受講すること					
区分	科目名称	単位数	取得単位数記入欄		単位取得の条件
			1年 前期	2年 後期	
食品科学分野	食品原料	1			6単位
	食品加工Ⅰ	2			
	食品製造実習	2			
食品微生物学分野	包装食品概論	1			5単位
	食品衛生学	2			
	食品微生物学	2			
	微生物実験Ⅰ	1			
特別研修科目	工場衛生管理	1			9単位
	殺菌技術	2			
	食品分析学Ⅰ	1			
	実験フードプロセス実習	2			
	食品分析実験Ⅰ	1			
	金属容器密封実習	1			
	非金属容器密封実習	1			

品質管理のためのデータサイエンス教育プログラム認定の条件 下記の科目の単位を取得すること					
科目名称	単位数	取得単位数記入欄			
		1年 前期	2年 後期		
数学Ⅰ	2				
データサイエンス・AⅠ	2				
品質管理	2				

食品衛生管理者および食品衛生監視員任用資格認定の条件 各群の条件を満たし、A群+B群+C群+D群の合計単位数が22単位以上、かつ、A群+B群+C群+D群+E群の合計単位数が40単位以上であること					
区分	科目名称	単位数	取得単位数記入欄		各群の条件
			1年 前期	2年 後期	
A群 (化学関係)	化学Ⅰ	2			1科目以上 単位を取得
	化学Ⅱ	2			
B群 (生物化学関係)	生物学	2			1科目以上 単位を取得 且し、食品分析学Ⅰ と食品分析実験Ⅰの 単位取得を必須とする
	食品分析学Ⅰ	1			
	食品分析実験Ⅰ	1			
	食品化学	1			
	食品分析学Ⅱ	1			
C群 (微生物学関係)	食品分析実験Ⅱ	1			1科目以上 単位を取得 且し、微生物実験Ⅰ の単位取得を必須とする
	食品原料	1			
	食品容器Ⅰ	1			
	食品加工Ⅰ	2			
	殺菌技術	2			
	包装食品の保管	1			
	食品微生物学	2			
	食品製造実習	2			
	実験フードプロセス実習	2			
	アセティック飲料製造実習	1			
	微生物実験Ⅰ	1			
	包装食品概論	1			
	食品容器Ⅱ	1			
	食品加工Ⅱ	1			
殺菌実習	1				
飲料製造実習	1				
微生物実験Ⅱ	2				
D群 (公衆衛生学関係)	食品法規Ⅰ	1			1科目以上 単位を取得
	食品衛生学	2			
	食品法規Ⅱ	1			
E群 (その他関連科目)	工場衛生管理	1			要件なし
	密封技術ⅠA	1			
	密封技術ⅠB	1			
	品質管理	2			
	金属容器密封実習	1			
	非金属容器密封実習	1			
	食品低温利用学	1			
	容器加工論	1			
	密封技術ⅡA	2			
	密封技術ⅡB	1			
	機械要素	1			
	機械製図	1			
	熱プロセス工学	1			
	実験品質管理	1			
	二重巻締実習	2			
	キャッピング実習	1			
	ヒートシール実習	1			
巻締主任技術者認定実習	2				

(2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

食の安全は社会の課題であり関心事である。卒業認定・学位授与の方針において、食の安全を守るための人間力をうたったのが第1項、食品製造の知識・技術・応用力の習得をうたったのが第2項、コミュニケーションについて述べたのが第3項である。これらはどれも食の安全に欠かせない要素である。このように、卒業認定・学位授与の方針は社会的な通用性を持つといえる。

包装食品は輸出入されるものも多い。食品安全のための衛生管理手法は国際ハーモニゼーションが進んでおり、学生が身に着ける学習成果は国際的な通用性を持つ。資格について例を挙げれば、本学で取得可能な缶詰殺菌管理主任技術者の資格は、日本からアメリカに缶詰を輸出する工場に必ず資格保有者を配置するようFDA（アメリカ食品医薬品局）が求めているものである。このように、卒業認定・学位授与の方針は国際的な通用性を持つといえる。

(3) 卒業認定・学位授与の方針の定期的点検

卒業認定・学位授与の方針を含む三つのポリシーは大学運営会議において定期的に点検・見直しを実施している（大学運営会議規程、議事録）。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学は包装食品工学科のみを擁する単科大学であり、大学と学科の教育課程編成・実施の方針を同一としている。その内容は基準Ⅰ-B-3に示した。

(1) 教育課程編成・実施の方針と卒業認定・学位授与の方針との対応関係

教育課程編成・実施の方針と卒業認定・学位授与の方針は、密接に結びついている。その対応関係については、具体的に下表のとおりである。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

- (C P 1) 知識偏重に陥らないようにするため、実習・演習・実験を主体とした科目編成を実施します。
- (C P 2) 自立的な学修を促すとともに、コミュニケーション能力を高めるため、実習・演習・実験においてグループ学修の機会を数多く設けます。
- (C P 3) 専任教員一人当たりの学生数を低く抑え、懇切丁寧な指導を行います。
- (C P 4) 学生一人一人が各科目間の繋がりを確認し、応用力を高めるため、学年末にステージゲートを設けます。これにより、学修到達目標を意識することができるのと同時に、自らの応用力の進歩を明確に把握することができます。
- (C P 5) 学生が主体的に成長していくため、「卒業時の目標とする姿」を描かせ、その目標に向かって努力する過程を教職員がサポートします。
- (C P 6) 2年間で、すべての必修科目を含む合計63単位以上の科目を修得できるようにカリキュラムを設定します。

③単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

各科目において事前事後学修を課し、その内容をシラバスにも明記して、単位の実質化を図っている。また、各期に取得できる単位の上限を定め、同じくシラバスに明記している。(カリキュラム案内 p.6)。

④成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にとり判定している。

短期大学設置基準第十一条の二にとり、成績評価の判定基準は学則第 21 条および「成績評価に関する規程」で定めている(学生便覧 p.50, 71)。また、成績評価をもとに学修成果は算出される(カリキュラム案内 p.11)。以上の内容は新年度のオリエンテーションにおいて学生に周知している(オリエンテーションスケジュール)。各科目の成績判定に基づく進級判定、卒業判定、そして学習成果獲得の判定は教授会で行っている(教授会規程、教授会議事録)。

⑤シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。

講義要項(シラバス)には、科目名、担当教員、実務経験を有する教員による授業、カリキュラム体系上の位置付け、授業形態、開講時期、必修・選択の別、単位数、授業の目的、受講上の注意、修得目標、学修成果との対応関係、成績評価方法、テキスト・副教材、オフィスアワー、授業時間数と各回の授業内容、事前・事後学修の内容等を記載している(カリキュラム案内 p.21-150)。

⑥通信による教育を行う学科・専攻課程

本学には、通信による教育を行う学科、専門課程はない。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

教育課程については、カリキュラム専門委員会で定期的に検討・審議している。また、大学運営会議や教授会において見直しが必要だと判断した場合は、カリキュラム専門委員会に見直しを検討するよう指示をしている。

これら教育課程の見直しの過程で、授業評価アンケート、学習行動調査アンケート、卒業生アンケート、企業アンケート等各種の調査結果等を活用している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学は短期大学設置基準第五条にのっとり、学生が幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を養えるよう教育課程を編成している。

(1) 教養教育の内容と実施体制

一般教育科目のなかに外国語、専門基礎、教養原論、スポーツの区分を設け、多くの科目を一年次の教育課程に配置している（カリキュラム案内 p.6）。一般的な重要性を持つ英語と文章作成技術、また、専門教育の土台となる数学、化学、データサイエンス・AIの科目は必修科目としている（カリキュラム案内 p.6）。それ以外にも幅広く深い教養を身に付けられるように選択科目を配置している（カリキュラム案内 p.6）。これら一般教育科目は専任教員と非常勤教員が担当している（カリキュラム案内 p.22-59）。

(2) 教養教育と専門教育との関連

一般教育科目には専門基礎科目があり、専門教育の土台となる数学、化学、生物学、物理学、データサイエンス・AIなどを身につけられる科目編成となっている。また、これら自然科学系科目のほとんどは資格取得要件ともなっており、教養教育と専門教育との関連が取れている（カリキュラム案内 p.6）。

(3) 教養教育の効果測定と評価、改善

教養教育の効果測定と評価のため、授業評価アンケート（FD 専門委員会規程、授業評価実施規程）、卒業生アンケート調査、就職先企業に対するアンケート調査（IR・評価センター規程）等を行い、その結果を公表している（情報公開ページE-10, 11）。

基準Ⅱ-A-2(3)で述べたように、教育課程の改善は大学運営会議、教授会、カリキュラム専門委員会で検討している。また、全学対象のFD研修会を実施するとともに、授業評価アンケート結果を受け各担当教員は授業改善計画を立て、教育内容を改善している（FD 専門委員会規程、議事録、授業評価実施規程、授業改善計画書）。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

本学は短期大学設置基準第五条にのっとり、学生が包装食品製造にかかわる専門知識と技術を身に付けられるよう教育課程を編成している。

(1) 専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制

基準Ⅱ-A-2の(2)で述べたように、専門教育課程の編成にあたっては、包装食品の製造工程を構成する12分野にそって必修科目と選択科目を編成している。授業形態は講義、実習・演習・実験を組み合わせているが、特に専門教育では演習、実習・実験を重視しており、全体の約四分の一を占める。また、食品系企業等で研修するインターンシップを必修科目として設けている(カリキュラム案内 p.7,8)。

缶詰巻締主任技術者、缶詰品質管理主任技術者、缶詰殺菌管理主任技術者資格、食品衛生管理者と食品衛生監視員任用資格、フードサイエンティストの各資格要件として一般教養科目と専門教育科目を配置している。

専門教育科目は主として専任教員が担っており、食品製造企業の知見と技術を反映させるため実務家教員を多数配置している(カリキュラム案内 p.9)。

また、就職活動準備期には、厚生労働省の「ジョブ・カード制度」を活用して、学生一人一人のキャリア(人生)の棚卸しを教員とマンツーマンの面談を通じて行っており、大学での学びを職業に結び付けていくための機会としている。

(2) 職業教育の効果測定と評価、改善

職業教育の効果測定と評価のため、授業評価アンケート(FD専門委員会規程、授業評価実施規程)、卒業生アンケート調査、就職先企業に対するアンケート調査(IR・評価センター規程)、各種資格の取得状況調査等を行い、その結果を公表している(情報公開ページE-10,11)。

基準Ⅱ-A-2の(3)で述べたように、教育課程の改善は大学運営会議、教授会、カリキュラム専門委員会で検討している。また、全学対象のFD研修会を実施するとともに、授業評価アンケート結果を受けて各担当教員は授業改善計画を立て、教育内容を改善している(FD専門委員会規程、議事録、授業評価実施規程、授業改善計画書)。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受け入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受け入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受け入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ－A－5の現状>

(1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。

まず、本学の入学者受入れの方針ならびに学修成果は、下記のとおりである。

《入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）》

東洋食品工業短期大学は、本学で学ぶ目的意識・意欲、知識、能力を備えた、以下のような人を求めています。

1. 本学の求める学生像

- 1-1 「食の安全・安心」に強い関心を持ち、「包装食品製造」の理論と技術の両方を持ち合わせたエキスパートをめざす意欲のある人
- 1-2 自ら積極的に学習し、考え、行動して、課題を解決することに興味を持てる人
- 1-3 授業や学校行事等の身近な事柄について、周りの人々と一緒に取り組むことができる人
- 1-4 理系科目（特に数学と化学）と英語の基礎学修に取り組むことができる人

2. 入学者選抜の方針

- 2-1 本学の教育課程にふさわしい学力を持っているか否かを、個別学力試験で評価します。
- 2-2 「包装食品製造」に対する学習意欲や人物像を、エントリーシート、小論文、面接、調査書において評価します。

《学習成果》

- 1. 責任感を持って、誠実な態度で物事に取り組むことができる。
- 2. 食の安全・安心を実現するための要素を理解し、幅広い教養を基礎に置いて的確に判断することができる。
- 3. 食品製造工程を構成する「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」に関する知識と技術を備えている。
- 4. 食品製造工程全体を支える「品質管理」「衛生管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」に関する知識と技術を備えている。
- 5. 食品製造に関わる知識と技術のつながりと役割を理解し、それらを応用して問題解決にあたることができる。
- 6. 自分の言いたいことを相手に伝えることができる。
- 7. 相手の言いたいことを理解することができる。
- 8. 自分と異なる考えや価値観を理解したうえで、人と積極的に関わることができる。

そして、アドミッション・ポリシーにある本学の求める学生像と各学習成果との対応は、下記のとおりである。

		学習成果							
		1	2	3	4	5	6	7	8
本学の 求める 学生像	1-1	○	○	○	○				
	1-2					○			
	1-3						○	○	○
	1-4					○			

(2) 学生募集要項に入学受入れの方針を明確に示している。

入学受入れの方針は、大学案内^(提出資料)、ウェブサイト^(提出資料)、入学試験要項^(提出資料)に明確に記載されている。

(3) 入学受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

本学では、入試要項等で、入学受入れの方針とともに「学力の三要素と入学選抜における評価方法との関係」を明確に示している。各入試区分ごとに「学力試験」「面接」「調査書」等を通じて、どのように入学前の学習成果を把握・評価しているか一表で受験生にわかりやすく明記している。

(4) 入学選抜の方法は、入学受入れの方針に対応している。

本学の入学選抜の方針において、「本学の教育課程にふさわしい学力を持っているかを個別学力試験で評価する」「包装食品製造に対する学習意欲や人物像をエントリーシート、小論文、面接、調査書において評価する」ことを明記しており、入試区分ごとに、この方針通りの入試を行なっている。

(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

本学では、上述の学力試験、小論文等と、調査書、面接試験を合わせて総合的に判定している。特に面接試験は、全ての受験生に対して行っており、高校生活についての質問などを行っている。また小論文では、高校時代の学びが活かせる設問を出題している。これらの多様な選抜方法についてそれぞれの選考基準を設定し、アドミッションセンターならびに教授会において公正かつ適正に実施している。

(6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

入学試験要項ならびにホームページにおいて、授業料やその他入学に必要な経費を明示しており、本学の受験希望者に適切な情報を提示している。

(7) アドミッション・オフィス等を整備している。

本学では大学運営会議直轄のセンターとして、アドミッションセンターを設置しており、以下①～⑥の役割を担っている。

- ① 入学選抜方法の調査・研究及び企画・立案に関すること

- ② 入学者選抜方法の成績評価に関すること
- ③ 入学者選抜試験結果の分析に基づく選抜試験の妥当性の検証に関すること
- ④ 入学前教育の企画・立案に関すること
- ⑤ 学生募集に関わる広報に関すること
- ⑥ そのほか、センターの目的を達成するために必要なこと

(8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

受験の問い合わせ等については、本学事務室が適切に対応している。

(9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

事務室職員が定期的に高等学校を訪問し、入学者選抜要項を用いて入学者受入れの方針を説明している。その際に意見を伺うことができれば、報告書等で共有している。

[区分 基準Ⅱ－A－6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ－A－6の現状>

(1) 学習成果に具体性がある。

本学の学習成果は、下記8つを策定しており、具体性がある。

- ・ DP1に関連する成果
 - 1. 責任感を持って、誠実な態度で物事に取り組むことができる。
 - 2. 食の安全・安心を実現するための要素を理解し、幅広い教養を基礎に置いて的確に判断することができる。
- ・ DP2に関連する成果
 - 3. 食品製造工程を構成する「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」に関する知識と技術を備えている。
 - 4. 食品製造工程全体を支える「品質管理」「衛生管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」に関する知識と技術を備えている。
 - 5. 食品製造に関わる知識と技術のつながりと役割を理解し、それらを応用して問題解決にあたることができる。
- ・ DP3に関連する成果
 - 6. 自分の言いたいことを相手に伝えることができる。
 - 7. 相手の言いたいことを理解することができる。
 - 8. 自分と異なる考えや価値観を理解したうえで、人と積極的に関わることができる。

(2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。

学習成果は5段階評価で算出しているが、2年間を通してしっかりと学業に取り組むことによって、5段階評価の3（標準）から5（優秀）が得られるようになっている。

(3) 学習成果は測定可能である。

本学では、全ての科目のGPAを算出し、それに基づいて各科目に対応する学修成果が測定できるようになっている。学修成果の獲得状況は、前期末試験ならびに後期末試験の結果後に、学生へも通知している。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを持っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック評価分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック評価分布などを活用している。

学生の成績評価は、GPAを算出し評価している。カリキュラム専門委員会では、各学年でのGPA分布や、各科目のGPA推移を調査している（備付資料-?）。

また、各資格に適用される科目群の履修により、以下の資格を取得できるようにカリキュラムを組んでいる。

資格名	認定団体
缶詰巻締主任技術者	公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会
缶詰品質管理主任技術者	
缶詰殺菌管理主任技術者	
食品衛生課程 (食品衛生管理者、食品衛生監視員)	国家資格
フードサイエンティスト (食品科学技術認定証)	食品科学教育協議会
品質管理のためのデータサイエンス プログラム (MDASH)	本学 (※令和6年度 文部科学省認定)
密封評価技術者 (キャッピング)	本学
密封評価技術者 (ヒートシール)	

※これ以外にも、下記の資格の取得を推奨している。

- ・品質管理検定（QC検定）3級（一般財団法人日本規格協会）
- ・食品表示検定 中級（一般社団法人食品表示検定協会）

なお、令和5年度2年次学生の各資格に対する合格率は、表Ⅱ-1のとおりである。

表Ⅱ-1 令和5年度本学の学修成果に対応する資格とその合格率

資格認定		受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率※
缶詰巻締主任技術者 ※		12	12	100 %
缶詰品質管理主任技術者 ※	一次試験免除	29	24	83 %
	二次試験	19	19	100 %
缶詰殺菌管理主任技術者 ※	一次試験免除	30	27	90 %
	二次試験	26	23	88 %
密封評価技術者	キャッピング	10	10	100 %
密封評価技術者	ヒートシール	7	7	100 %
食品衛生課程		33	33	100 %
フードサイエンティスト		33	33	100 %

※ 本学卒業後、缶詰・びん詰め・レトルト食品に関する製造実務に従事し、実務経験を3年積んだ後、申請により取得できる。なお、缶詰品質管理主任技術者及び缶詰殺菌管理主任技術者の一次試験免除と缶詰巻締主任技術者は、所定の科目を履修し、単位を修得する必要がある。

※ 資格取得のために試験合格後の実務経験が必要なものや、申請手続きを行って資格取得が完了するものもあるため、資格取得者としてではなく、合格率として示した。従って、実際の資格取得者数とは必ずしも一致しない。

以上のように、本学では、GPA分布や資格の取得状況が学修成果を測る重要な指標の1つとなっており、学業の集積及び評価、分析に活用している。

(2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

本学では、インターンシップを必修科目としており、参加率は100%のため、学習成果の獲得状況の測定には用いていない。また、留学については実績がなく、大学編入学についても実績がほとんどない（1~2学年で1名程度）ため、測定に用いていない。在籍率、卒業率、就職率については、標本数（学生数）が小さいことによる変動が大きいため、活用していない。

以上の理由から、学修成果の獲得状況については、学生による自己評価、卒業後の卒業生アンケート、企業向けアンケートを活用するようにしている。

(3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

学生本人に対しては、8つの学修成果について、学生の学修成果アンケートによる「自己評価」「成績による評価」「教員によるアドバイス」の3つの観点で開示し、前期末試験並びに後期末試験の結果とともに送付している。

また、本学ホームページにおいては、単位取得状況の推移、学修行動調査の結果、就職率の推移、卒業時の学修成果（自己評価）などを公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

(1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。

本学では、卒業後の評価を、本学事務室より主に郵送によるアンケート調査によって2年おきに行っている。アンケート調査の対象は、本学卒業生自身および本学卒業生を採用したことがある企業に対して行っている。

なお、アンケート項目は主に下記のとおりであり、この集計結果は、本学における教育の質向上に係る資料として有効活用している。

卒業生向け	卒業生の採用企業向け
<ul style="list-style-type: none">・学んだ内容は仕事に役立っているか (科目分野ごとに質問)・特に役立っていると思える内容や科目・こんな科目があれば、というアイデア	<ul style="list-style-type: none">・卒業生の主な勤務部門・職場で必要とされる知識、能力、技能・卒業生の優れている点と不足している点・仕事に必要なあるいは有利になる資格・在学中に身につけておいてほしい能力・求める人物像

(2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

アンケートから得られた意見は、各科目の内容の見直し時、就職支援時には有効活用しているものの、学習成果の点検には活用できていない。

しかし、アンケート以外の方法として、個別に企業を訪問して学習成果の妥当性を聴取しており、いただいた意見をもとに、大学運営会議等で定期的に学習成果の点検を行なっている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

- ・数理・データサイエンス・A I 教育プログラム認定制度（通称MDASH）に則ったプ

プログラムとして「品質管理のためのデータサイエンスプログラム」を新設し、令和5年度より運用を開始した。なお、令和6年度の認定に向けた申請は既に済ませている。

[テーマ基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

- (1) カリキュラム案内

備付資料

- (1) シラバス作成ガイド ver. 1.05
- (2) 本学ウェブサイト 「情報公開」D5 ② 講義要項
<https://www.toshoku.ac.jp/outline/disclosure/>
- (3) 授業評価アンケート (2023年度 前期・後期、2023年度 前期・後期)
- (4) 授業参観の記録 (2023年度)
- (5) 図書館便り (2023年度)
- (6) 入学者の事前送付資料 (2023年度)
- (7) 入学前課題 (2023年度入学生)
- (8) オリエンテーション資料一式
- (9) タイ王国ランシット大学との連携協定書
- (10) タイ王国チュラロンコン大学との連携協定書
- (11) タイ王国カセサート大学との連携協定書
- (12) 「あなたの学修成果シート」提出資料(1)p11

備付資料-規程集

- (1) 学校法人東洋食品工業短期大学規定要領 4-05 文書保存規定
- (2) 東洋食品工業短期大学規程集 4-18 情報セキュリティ管理規程
- (3) 東洋食品工業短期大学規程集 2-11 奨学規程
- (4) 東洋食品工業短期大学規程集 2-15 履修証明プログラムに関する規程
- (5) 東洋食品工業短期大学規程集 2-19 障害学生支援規程
- (6) 学校法人東洋食品工業短期大学規定要領 4-05 文書保存規定

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ①教員は、シラバス作成ガイド^(備付資料-1)に基づき、各科目の目的、修得目標、ディプロマポリシーならびに学習成果との関連性、成績評価基準を明記したシラバスを作成している。そして、そのシラバスはカリキュラム案内^(提出資料-1)として冊子化し、学生全員に配付、周知している。
各教員は、このシラバスに基づいて成績評価を行い、単位認定している。
- ②教員は、科目の成績、認定単位、GPAからなる成績表、認定単位と関連するディプロマポリシー、入学時・進級時・卒業前に実施する「学修成果アンケート」での学習成果の獲得状況の結果から、学生の成績と学修成果の獲得状況は適切に把握している。なお、本学では、「あなたの学修成果シート」（成績結果とアンケート結果を見開き1枚にまとめたもの）を学生に配付しているが、この配付時に面談担当教員がマンツーマンで学修成果面談を行っており、この際に成果を把握している。
また、半期ごとに学修成果獲得状況を集計して教授会で報告しており、教授会構成員も成果を把握している。
- ③全科目に対して学生による授業評価をアンケート形式（無記名）で前期と後期の年2回実施している。非常勤講師の担当科目も対象である。アンケートの回収及び結果集計はFD専門委員会が実施し、各教員に結果を伝達した後、各教員はその結果に基づき「授業改善計画書」を作成し、授業改善に努めている。
- ④担当教員の講義状況を他の教員が「授業参観」^(備付資料-4)して参考にすべき点を見出し、教員は講義等の授業改善に活かしている。複数教員が担当する講義では事前にミーティングを行い、内容に食い違いがないか確認を図っている。実験・実習は複数教員で担当するため、定例ミーティングで実習内容・説明方法・手順を確認すると共に、前回の反省点を抽出してその改善に努めている。以上のように、教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を定期的に行っている。

- ⑤教育目的・目標の達成状況について、直接的に把握・評価していないが、教育目的・目標と接続している学習成果（基準Ⅱ-A-6に記載）を数値評価し、教授会等を通じて把握している。
- ⑥教員は、以下のような体制で、学生に対して履修及び卒業に至る指導を適切に行なっている。

クラス担任制	各学年に正・副担任を置き、コミュニケーション・アワーやそれ以外の時間に、日常的な学修相談など、卒業するまで、きめ細かい指導を行なっている。
カリキュラム専門委員会	カリキュラム、履修方法、資格取得要件、進級要件、卒業要件について説明している。
FD専門委員会	学修成果アンケート、授業評価アンケート、学生懇談会を実施して、学生を卒業まで適切に指導できるよう、全教職員に情報共有している。
学修支援専門委員会	学生の学習や生活面について対応し卒業まで導いている。
国際交流専門委員会	学生の海外短期講習をサポートし学生生活をサポートしている。
オフィスアワー	学生からの授業に関する質問・相談に対応する時間としてオフィスアワーを設定し、各科目担当教員は学生からの相談を受けている。シラバスに各回の予習復習内容を具体的に記載して自発的な学修が行えるよう指導している。
学生とのマンツーマン面談	入学時、インターンシップ前、就活準備期、2年次進級時、卒業前の5回、教員は学生とマンツーマンの面談を行い、履修及び卒業に至る指導を行なっている。
卒業課題研究	2年次生には、担当教員が1年間かけて専門的教育を指導している。

(2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ①事務職員は、カリキュラム専門委員会、学修支援専門委員会、FD専門委員会、国際交流専門委員会の構成員として参画しており、学生の学修成果を認識している。CH、個々の学修相談にも積極的に携わることで、学習成果の獲得に貢献している。
- ②教育目的・目標の達成状況については、(1)⑤で述べた通り、直接的な把握・評価はしていないが、教育目的・目標と接続している学習成果の数値評価の算出、各種委員会活動等の職務を通じて、学業成績、学修成果獲得状況、資格取得に必要な科目の単位修得状況等を把握している。
- ③事務職員は、(1)⑥に記載したカリキュラム専門委員会、FD専門委員会、学修支援専門委員会、国際交流専門委員会の取り組みにおいて、委員会構成員として履修及び卒

業に至る指導を行なっている。これに加え、教員と連携して学生の出席状況や受講態度等も把握するなど、様々な業務を通じて、卒業に至るまで学生を支援している。

- ④学生の成績記録については文書保存規定^(備付資料-規程集 1)に基づいて適切に保管し、学生情報が記録された電磁的記録媒体は情報セキュリティ管理規程^(備付資料-規程集 2)に基づき、適切に取り扱っている。

(3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

- ①司書は、学生からの購入希望図書や各教員からの推奨図書、話題性のある図書などの中から購入図書を選定し、館長と司書が毎月の会議で決めている。図書の新着情報と図書館便り（月刊）^(備付資料-5)を発行し、学生に利用を呼びかけている。蔵書は一般教育科目、自然科学、一般教養図書などを幅広く揃え、学生に広い視野が根付くよう配慮し、学生の学習向上のために支援を行っている。

- ②学生にカードを配りバーコードリーダーを介して図書の貸出・返却が可能で、館内でも視聴覚資料が閲覧できるよう映像機器を設置し、学生の利便性を向上させている。入学時に図書館利用ガイダンスを実施し、授業に関係する文献調査に留まらず、広い事象での調査や教養を深めるために図書館を利用するよう教職員は学生に指導している。

- ③教職員は、大学から貸与されたパソコンを、主に以下のように活用している。

- ・教材・資料作成
- ・講義・実習・資料説明時の資料投影
- ・教職員と学生間の相互連絡（マイクロソフト社のクラウド型グループウェアである Microsoft Office 365 の Outlook を使用）
- ・教職員から学生へのアンケートやテストの提示と、学生からの回答回収（Microsoft365 Forms を使用）
- ・教職員から学生へのレポート課題の提示・データ保管など教職員と学生の相互情報交換（Microsoft365 Teams）
- ・データサイエンス AI の講義
- ・事務室職員から学生への一斉連絡（Microsoft365 Share Point）
- ・学生の出欠確認（学事システム（Campus Force）を使用）
- ・事務室員は学生の成績管理、規程や各種文書の管理など大学運営に関わること

- ④学生に対して、1人1台のコンピューター（PC）を貸与し、授業での活用はもちろん、メール、各種掲示物の確認などができるようにすることで、利用促進を図っている。また、学内無線LANも利用できる。セキュリティの管理は情報セキュリティ専門委員会が行っている。

- ⑤教職員は、教育課程及び学生支援の充実に関連するコンピュータ利用技術の向上のため、アプリケーションや情報管理に関する講習を受講して、それを活用している。例えば、事務室による Campus Force（出欠確認ソフト）の利用講習、外部機関による Teams の活用講習やセキュリティ対策などである。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

入学手続き者に対しては、入学後の学生生活等について記載されている資料^(備付資料-6)を送付することで情報提供を行っている。また、入学前課題^(備付資料-7)を送付し、入学までの学習支援を行っている。

- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

入学時のオリエンテーションでは、包装食品工学を学ぶ意義、カリキュラム、資格説明、情報リテラシー教育等の学習面の内容と、学生便覧を用いた学生生活に関する内容などを盛り込んでいる。

- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

学習の動機付けとなるよう、入学時ガイダンスでは、創設者の建学時の想いにはじまり、建学の精神を伝え、本学が学生に何を提供し、学生は自身の成長のためにそれをどう享受するかを説明している。また、入学時ガイダンスならびに2年進級時のガイダンスでは、学生自らが描く将来像に向けてどの資格が必要であるかを考え、そのための履修計画をどう組み立てるべきかを、カリキュラム専門委員会・正副担任を含む教職員が学生に詳細説明している。

- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。

学生便覧ならびにカリキュラム案内（シラバス）を発行し、全学生に配付している。

- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

入学時のオリエンテーション期間中に基礎学力テスト（数学、文章作成技術）を実施し、その結果に基づき、前期期間中にリメディアル講義を行っている。また、各科目の担当教員が、日々の講義を進めるなかで、必要に応じて個々に補習を実施するなどの支援を行っている。

(6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制として、各学年に正副担任を配置している。また、講師以上の教員が分担して全学生の面談をマンツーマンで実施し、学生へのきめ細かい配慮に努めている。

(7) 通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

本学には通信教育課程がないため、添削等による指導の学習支援体制はない。

(8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

進度の速い学生や優秀な学生には、正規の科目内容を超えた発展的学習を卒業課題研究内で教授する等、可能な限り個別に配慮している。また、「QC検定2級」合格を目指す学生に対しては、毎年5月～8月にかけて特別補講を行っている。

(9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

外国人留学生入学試験を設け、留学生の長期受入れを行っている。また、タイ王国のランシット大学、チュラロンコン大学、カセサート大学との学術交流協定^(備付資料-9.10.11)に基づき、あるいは海外の企業などから、留学生の短期受入れも行っている。留学生の長期派遣は行っていないが、タイへの短期海外研修（ランシット大学で約2週間）を実施している。

(10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

学習成果の獲得状況を示す量的・質的データを把握し、学生との面談には活かすことができているが、大学全体で学習支援方策の点検等は行うことができていない。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分基準Ⅱ-B-3の現状>

- (1) **学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。**

学生生活の支援・指導については、原則、事務室が行っており、内容によっては、正副担任等が行うこともある。
- (2) **クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。**

クラブ活動や同好会活動については、教職員が顧問となり、活動を支援している。また、学生会活動については、事務室が活動を支援している。
- (3) **学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。**

キャンパス・アメニティとして、カフェテリア(学生食堂)を設置している。売店については、小規模校ゆえに採算が取れないため設置していないが、それに代わるものとして、学生の意見を採り入れながら、飲み物、お菓子の自動販売機を設置している。
- (4) **宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。**

遠隔地出身で、宿舎が必要な学生への支援体制として、男子寮（名称：斉志寮）を設置している。男子寮には寮監（専任の事務職員）を配置し、寮生の生活の管理・指導を行っている。女子学生向けにはマンションを必要数借り上げている。
- (5) **通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。**

一定以上の距離から通う通学生に対しては、自転車通学を認め、駐輪場を用意している。一方、安全性の観点から自動車通学は禁止しており、駐車場は用意していない。また、本学は徒歩10分圏内に最寄り駅があるため、通学バスも用意していない。
- (6) **奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。**

本学では、奨学金等、学生への経済的支援の制度として、独自の奨学金度を設け奨学規程^(備付資料-規程集3)に基づき適切に運用している。

(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

学生の健康管理は、定期健康診断とインフルエンザ予防接種(希望者のみ、費用の一部を大学が負担)を年1回、校医による健康相談は月1回、臨床心理士によるメンタルヘルスケアは週1回の実施で行っている。

(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

学生生活に関する学生の意見、要望は、年1回、FD専門委員会において、学生代表(各学年から複数名)を集めて聴取している。そこで出た意見や要望は、該当する各専門委員会や事務室、総務部に共有し、対応を依頼する体制となっている。

それ以外にも、事務室職員、正副担任、面談担当教員などが随時聴取できる体制になっている。さらに、無記名で意見を書き込める目安箱も設けている。

(9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。

留学生は数年に1名程度のため組織的な支援体制は敷いておらず、在籍した留学生の要望を聴き個別に対応(支援)している。

(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

社会人学生についても、留学生と同様、個々の学生により事情が異なるため、要望を聴きながら個別に対応する場合がある。

(11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

現校舎が非常に古いため、スロープの設置、多目的トイレなど、できることから対応を行なっている。なお、2026年4月には、全館バリアフリー化した新校舎を供用開始する予定で、新校舎から他の校舎へ行き来できる渡り廊下も設置することにしており、新校舎竣工とともに短大全域がバリアフリーとなる予定である。

(12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。

現時点では、長期履修生を受け入れる体制はない。

(13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

学生の社会的な活動は、現状、成績評価の一部として組み入れていない。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

(2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ－B－4の現状>

- (1) 本学の就職支援については、事務室教務課が主体となって行っており、それに加えて、1年次の就職活動準備期においては学生面談担当教員が、2年次の就職活動期においては卒業課題研究担当教員が、必要に応じて支援している。

特に就職活動準備期においては、主に下記の取り組みを行っており、教職員が一体となって学生の進路選択を支援している。

1年次 10月～12月	学生面談担当教員（教授、准教授、講師）によるジョブカード作成指導 ⇒強み、価値観、興味・関心、将来取り組みたい仕事や働き方などについて、自身の思い、考えなどを改めて見つめ直しながら言葉にすることで、自己理解を深めてもらう。
1年次 1月～2月	就職支援スタッフ（事務室教務課職員）による就職活動方針面談 ⇒作成したジョブカードを参照しながら、どのような企業で働きたいか等について、より具体的にヒアリングする。

就職活動の進捗状況については、学長、学科長、事務室長に定期的に報告するとともに、毎年度末までに、教授会ならびに教職員連絡会でも報告している。

- (2) 本学は、学生数の面でも校舎サイズの面でも小規模校であり、就職支援のための専用施設（スペース）は整備していないものの、「少人数制ゆえに、学生と教職員とのコミュニケーション頻度が高い」という特長を活かし、就職支援を主体となって行っている事務室教務課に学生が気軽に足を運べる環境を提供している。

事務室教務課は常に開放され、職員も常駐しており、求人票の閲覧ならびに就職活動についての相談ができるスペースも8席用意している。また、他の学生の前では相談しづらい内容である場合や、個別に履歴書作成や面接に向けたアドバイス等を行う場合は、学内の空きスペース（小会議室等）を活用して支援している。

- (3) 本学は、就職活動時及び就職後に役立つ資格を取得できるようカリキュラムを編成している。中でも、下記の4種7資格については、養成校（必要単位を修得することで資格取得できる）として認定されている。

- ・公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会「缶詰巻締主任技術者」「缶詰品質管理主任技術者（一次試験免除）」「缶詰殺菌管理主任技術者（一次試験免除）」
- ・国家資格「食品衛生管理者／食品衛生監視員（任用資格）」
- ・食品科学教育協議会「フードサイエンティスト」
- ・東洋食品工業短期大学「密封評価技術者（キャッピング）」「密封評価技術者（ヒ

ートシール) 」

上記のうち、「缶詰品質管理主任技術者（一次試験免除）」「缶詰殺菌管理主任技術者（一次試験免除）」については、在学中に学内で二次試験（筆記試験）を受験することができ、試験日までに講義や補習を実施して、合格に向けた支援を行っている。なお、各資格の取得状況は、下表Ⅱ-7の通りである。

表Ⅱ-7 免許、資格の取得状況（令和6年3月31日現在） 単位(人)

資 格	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会認定資格*					
・缶詰巻締主任技術者	15	13	25	10	12
・缶詰品質管理主任技術者	24	24	21	14	19
・缶詰殺菌管理主任技術者	18	20	21	16	23
食品衛生法と同施行令に基づく国家資格					
・食品衛生管理者 (食品衛生監視員)	35	32	33	27	33
食品科学教育協議会認定資格					
・フードサイエンティスト	35	32	32	26	33
学内認定資格					
・密封評価技術者 (キャッピング)	5	4	4	0	10
・密封評価技術者 (ヒートシール)	5	2	9	5	7

* 実務経験3年の後、申請により取得

一方、養成校としては認定されていないが、上記の資格同様、就職活動時及び就職後に役立つ資格として、日本規格協会「品質管理検定（通称：QC検定）」や一般社団法人食品表示検定協会「食品表示検定」の取得を推奨しており、これらの資格の勉強に繋がる内容を本学の講義に採り入れるとともに、必要に応じて補習も行う等の支援もしている。

また、本学では長らく、資格取得に関わる受験費用等の補助制度を設けており、経済的な面から支援することで、資格取得に積極的にチャレンジできるような環境を提供している。

就職試験対策については、主に、履歴書作成支援、面接に向けたアドバイス、筆記試験対策のアドバイス（勉強の仕方、書籍の紹介など）を行っている。本学では、各学生の性格や特長、応募する企業が求める人材像、の両面を把握しているため、一人一人に合わせた個別支援を行うことができている。

(4) 卒業時の就職状況については、就職先の業種（食品メーカー、飲料メーカー、容器メ

一カー、等)の割合、Uターン就職率、等の経年比較を中心に分析し、その結果を翌年度以降の就職支援において活用している。

また、応募企業とのコミュニケーションを活発に行い、求める人材像をしっかりと把握するとともに、可能であれば、応募者の合／否の理由もヒアリングすることで、翌年度以降の就職支援（特に、マッチング、応募時のアドバイス、等）において活用している。

- (5) 本学は、食品関連企業で中核として活躍できる技術者を輩出することを使命として設立された高等教育機関であり、開学以来、大半の学生が食品関連企業に就職しているため、進学、留学に対する組織的な支援体制は構築していない。

しかしながら、数年に1名程度、四年制大学等への進学を目指す学生が出ており、その際には、具体的にどのような支援を求めているか等についてヒアリングした上で、必要に応じて、学力試験対策や面接試験対策を行い、志望校合格へと導いている。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

備付資料

- (1) 本学ウェブサイト「情報公開」B3 ③ 教員が有する学位および業績
<https://www.toshoku.ac.jp/outline/disclosure/>
- (2) 2022年5月27日 理事会・評議員会「2021年度事業報告書」
- (3) 本学ウェブサイト「情報公開」H14 ③ 障害学生支援の基本方針
<https://www.toshoku.ac.jp/outline/disclosure/>
- (4) 2021年度SD実施方針・計画について

備付資料-規程集

- (1) 東洋食品工業短期大学規程集 4-16 教員選考規程
- (2) 東洋食品工業短期大学規程集 4-03 受託研究・共同研究事務取扱規程
- (3) 東洋食品工業短期大学規程集 4-01 研究活動上の不正防止に関する規程
- (4) 東洋食品工業短期大学規程集 4-02 知的財産に関する規程
- (5) 東洋食品工業短期大学規程集 4-11 病原体等取扱い安全管理規程
- (6) 東洋食品工業短期大学規程集 4-10 組換えDNA実験安全管理規程
- (7) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 7-08 海外出張旅費規定
- (8) 東洋食品工業短期大学規程集 3-09 FD専門委員会規程
- (9) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 3-05 事務組織規程
- (10) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 3-07 職務分掌規程
- (11) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 3-06 職務権限規程
- (12) 東洋食品工業短期大学規程集 4-01-1 研究活動等不正防止の基本方針
- (13) 東洋食品工業短期大学規程集 4-01-2 研究活動における行動規範
- (14) 東洋食品工業短期大学規程集 4-01-3 研究活動の不正防止計画
- (15) 東洋食品工業短期大学規程集 2-19 障害学生支援規程
- (16) 東洋食品工業短期大学規程集 4-09 SD活動実施規程
- (17) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 2-01 教職員就業規則

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置

している。

- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1の現状>

- (1) 本学では、日本で唯一となる「包装食品工学科」を有する短期大学として、安心・安全な包装食品を製造するための学問を提供している。包装食品工学は、他の学問と同様、様々な分野を有機的に繋げながら学びを深めていく必要があり、本学では、大きく12分野に体系立てて教育している。具体的には、下図の通りである。



この学問の学修成果を高めるためには、講義や演習だけでなく、実際にものづくりを学ぶための実習や実験を数多く採り入れることが有効であることから、包装食品の製造に関する専門知識及び技術を有する教員、そして、実務経験を有する教員を数多く確保している。

- (2) 本学の入学定員は35名、包装食品工学科が属する分野は農学であることから、短期大学設置基準に定める基幹教員数は9名以上（かつ教授3名以上、専任教員6名以上）である。これに対し、令和5（2023）年5月1日時点における本学の基幹教員数は10名（うち教授6名、専任教員9名）であり、必要な教員数を充足している。
- (3) 本学では、短期大学設置基準の規定を充足した教員選考規程^{（備付資料-規程集1）}を設け、同規程に基づいて、教員の任用ならびに職位（教授、准教授等）の任命を行っている。

なお、本学の教員は、短期大学設置基準 23 条から 26 条に該当する資格を有する教員から構成されている。また、各教員のプロフィールは本学ウェブサイト^(備付資料-1)にて情報公開している。

(4) 本学の教育課程編成・実施の方針は下記の通りである。

- ◆ 知識偏重に陥らないようにするため、実習・演習・実験を主体とした科目編成を実施します。
- ◆ 自立的な学修を促すとともに、コミュニケーション能力を高めるため、実習・演習・実験においてグループ学修の機会を数多く設けます。
- ◆ 専任教員一人当たりの学生数を低く抑え、懇切丁寧な指導を行います。
- ◆ 学生一人一人が各科目間の繋がりを確認し、応用力を高めるため、学年末にステージゲートを設けます。これにより、学修到達目標を意識することができるとともに、自らの応用力の進歩を明確に把握することができます。
- ◆ 学生が主体的に成長していくため、「卒業時の目標とする姿」を描かせ、その目標に向かって努力する過程を教職員がサポートします。
- ◆ 2年間で全ての必修科目を含む合計 63 単位以上の科目を修得できるよう、カリキュラムを設定します。

この方針に基づき、農学分野や工学分野の学位を有する教員、食品業界における実務経験を有する教員、食品容器業界における実務経験を有する教員を、専任教員としてバランスよく配置し、講義や演習はもちろん、実際にものづくりを学ぶための実習や実験を数多く指導できる体制を整備している。

一方、外国語、スポーツ、人文、冷凍食品技術、畜産加工技術など、専任教員の専門外の分野の指導については、外部から招いた非常勤教員が担当している。なお、非常勤教員についても、専任教員同様に、学位を有する教員、実務経験を有する教員をバランスよく配置している。

(5) 非常勤教員の採用については、専任教員と同等の人材を確保するため、短期大学設置基準の規定を充足した教員選考規程^(備付資料-規程集 1)を準用している。

(6) 本学は、教育課程編成・実施の方針を行うために十分な専任教員数を確保しているため、補助教員等は配置していない。

(7) (3)において既述した通り、短期大学設置基準の規定を充足した教員選考規程^(備付資料-規程集 1)を設け、この規程に基づいて教員を採用している。採用後は、本学の人事評価制度に基づいて各教員の教育・研究活動を年度ごとに評価しており、この人事評価制度において定める基準を満たした教員については、年度末に行う評価会議を経て、昇任ならびに昇格を決定している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) F D活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、F D活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

- (1) 教育研究上の目的に「包装食品製造に係わる理論と技術の教授並びに研究を行い、包装食品業界の発展を支えるとともに、人々の豊かな暮らしの創出に貢献する」とあるように、包装食品に関する技術の維持・発展に貢献する教育研究活動を行うことが本学の使命である。教員一人一人が研究テーマを持って研究活動を行ない、それを教育活動に活かすとともに、企業からの技術相談にも積極的に応じている。

包装食品分野では、活発な研究開発が進められており、大手企業を中心に関連学会での発表も多いが、一方で、中小企業では、日々の活動の中で発生した各種課題への対応に苦慮する場合もある。本学は、これら包装食品業界が抱える問題に対して、業界に有益な情報や研究成果を提供することを目的として、現場に直結した実践的な研究を志向している。もちろん、本学の専任教員が学位取得に向けた研究をする場合は、上記の限りではないが、社会に求められる研究の観点から、共同研究、受託研究を始めとして、関係業界や行政に対するヒアリングを行い、研究テーマ設定に活かすよう努めている。

なお、直近3ヶ年の教員研究テーマ数は下記の通りである。

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	件数	うち		終了	件数	うち		終了	件数	うち		終了
		新規	継続			新規	継続			新規	継続	
共同研究	6	0	6	0	6	2	6	2	6	2	4	0
受託研究	4	2	2	2	2	0	2	0	2	0	2	0
独自研究	13	5	8	5	14	4	8	4	15	5	10	1
計	23	7	16	7	22	6	16	6	23	7	16	1

そして、同じく直近3ヶ年における研究成果の外部発信件数は下記の通りである。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外部論文／投稿	11	9	14
口頭発表／ポスターセッション	7	1	1
講演	12	12	12
講義	7	18	14
特許出願	2	1	0
その他（外部への書類提出等）	20	16	14
計	59	57	55

- (2) 教員研究テーマのうち、共同研究ならびに受託研究において外部資金を獲得している。科学研究費補助金については、令和2年度以降、継続して申請しているが、獲得には至っていない。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程は、受託研究・共同研究事務取扱規程^(備付資料-規程集2)、研究活動上の不正防止に関する規程^(備付資料-規程集3)、知的財産に関する規程^(備付資料-規程集4)、病原体等取扱い安全管理規程^(備付資料-規程集5)、組換えDNA実験安全管理規程^(備付資料-規程集6)等を整備している。
- (4) 毎年、教職員連絡会でコンプライアンス教育を実施するとともに、研究倫理教育の更なる強化を目的として、日本学術振興会が提供する研究倫理eラーニングコースを教職員全員に義務付けている。
- (5) 本学単独の紀要を隔年発行している。
- (6) 食品分析関係教員には分析実験室、食品微生物関係教員には微生物実験室、といったように、全11室の研究スペースを整備している。
- (7) 専任教員が研究・研修等を行なう時間を確保するため、前後期期間中においては原則、教員ごとに、講義が1つも組み込まれていない日が週に1日以上あるよう、時間割を作成する上で配慮している。なお、夏季・春季の休業期間中については、社会人向け講習(3週間)や外国人向け短期研修(2週間)等の短期間コースを開催しており、講義が1つも組み込まれていない日を週に1日以上設けることが困難な週はあるが、別の週に研究・研修時間をまとめて確保する等、教員個々がフレキシブルにタイムマネジメントできる状態にある。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等については、数年に一度の頻度であることから、これらに関する規程は定めていない。これらが発生した場合は、理事長、学長ならびに学科長が行き先・内容等を精査した上で、案件ごとに可否を判断している。

毎年実施しているタイ・ランシット大学への学生の短期留学に教職員が同行する際も同様である。なお、海外出張旅費規定^(備付資料-規程集7)は整備している。

- (9) F D活動は、F D専門委員会規程^(備付資料-規程集8)に基づいて行なっている。直近3ヶ年の主だったF D研修会は、下記の通りである。

令和3年度	学修成果の多角的評価について
令和4年度	Office365の講義への実践的活用法について
令和5年度	経常費補助金の獲得要件について(※獲得要件を知ること、授業・教育方法の改善に関する要請やトレンドを学ぶ内容)

加えて、半期ごとに実施している授業評価アンケートの結果をF D専門委員会から各教員にフィードバックし、各教員はその結果に基づいて、次期に向けた改善計画を立案・提出することで、授業・教育方法の改善を図っている。

- (10) 学生の学習成果獲得の向上に資する委員会(学修支援専門委員会、カリキュラム専門委員会、F D専門委員会など)において、専任教員と事務室職員が協働して活動しており、自ずと連携が図れている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) S D活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

- (1) 本学の事務組織は、学校法人東洋食品工業短期大学 事務組織規程^(備付資料-規程集9)第4条に、事務室と総務部を設置することを定め、事務に係る業務を執行している。事務室は、学生課と教務課の2課体制で組織され、学生の履修指導、個別相談等を通じての就職指導、学生生活の支援・アドバイス等を行なっている。総務部は法人総務を含み、総務課と経理課の2課体制で組織され、教育・研究及び労働環境の整備を行なっている。

本学の事務分掌は、職務権限規程^(備付資料-規程集11)及び職務分掌規程^(備付資料-規程集10)に定められており、その責任体制は明確になっている。

- (2) 事務職員は、事務を遂行する専門的な職能を有しており、スキルアップを目的とした外部セミナーの受講、職域拡大を目的とした役割の見直しを適宜、図っている。

- (3) (1)で述べた通り、本学には事務室教務課および学生課、総務部総務課および経理課が組織されており、例えば就職支援業務を担当する課には、学生のニーズを傾聴するスキルを有する職員を配置する等、職員の得意分野に応じて適材適所に配置することで、能力を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規則については、学校法人関係諸規則（組織、管理、人事、給与、会計）を総務部が、大学関係諸規則（学務、組織、運営）を事務室が管理している。規則等については、事務部門及び関係部門が随時見直しを行い、法律の制定・改正等、実情に合わせた整備を行なっている。
- (5) 事務室には、1人1席の執務スペースを設け、1人1台の専用PCを貸与し、共有備品として複合機、大判印刷機、書庫など、大学事務を執り行うに十分な環境を整備している。
- (6) SD活動に関しては、毎年度、実施方針・計画^(備付資料-4)を定め、実施している。その結果は次の通りである。

【令和4（2022）年度実績】

日程	テーマ	主催等
6月29日	令和5年度大学入学者選抜実施要項	文部科学省
8月23日	令和4年度 国語問題研究協議会	文化庁
8月26日	令和4年度 私立短大就職担当者研修会	日本私立短期大学協会
8月29日	「短期大学生調査」データ活用セミナー	大学・短期大学基準協会
9月7日	大学の授業と著作権・個人情報保護	関西学院大学高等教育推進センター
9月14日	自分の大学を知ろう！	大学コンソーシアム大阪
9月28～29日	図書館等職員著作権実務講習会（京都会場）	文化庁
10月29～30日	今、期待される「大学等の機能強化と職員の専門性の育成」	内閣府認証NPO法人 学生文化創造
11月9日	令和4年度 学生教育研究災害傷害保険説明会	日本国際教育支援協会（JEES）
11月10日	東京国立博物館資料館 施設見学	日本図書館協会短大・高専図書館部会
11月11日	容器メーカーでの実地研修（東洋製罐株式会社 茨木工場）	本学（包装食品工学科）
12月2日	学修成果の可視化の実質化と教学マネジメントの確立	学びと成長しくみデザイン研究所

12月9日	IRの重要性と可能性 大学のビッグ・データをどう活用するか	内閣府認証 NPO 法人 学生文化創造
1月10日	メンタルヘルスセミナー	本学(総務部、さくらクリニック&CO.)
2月2日	令和4年度オンラインセミナー「改正障害者差別解消法の施行に向けて」第2部～他の学生と同等の機会を提供するために～	日本学生支援機構 学生生活部 障害学生支援課
2月14日	オープンサイエンス時代の研究データ管理支援と求められる人材の育成	大阪大学職員研修(近畿インシア事務局)
2月17日	私学法改正でガバナンスをどう変えるか	リクルートカレッジマネジメント
2月20日	第3回 多摩大学IRセミナー開催	多摩大学 IR推進室
3月7～31日	研究倫理eラーニング	日本学術振興会
3月24日	公的研究費に係る不正事例	本学(コンプライアンス委員会 *教職員連絡会)

【令和5(2023)年度実績】

日程	テーマ	主催等
4月11日	全入時代の学生募集・広報戦略	私学経営研究会
5月11-12日	EDIX(教育総合展)での情報収集、大崎フォレストビル/TSKテクニカルセンター見学	本学(事務室)
5月26日	私立学校法の改正と寄附行為の変更	私学経営研究会
6月1日、8日	私立大学等経常費補助金業務について	本学(事務室)
6月16日	なぜ企業に人権啓発が必要なのか(ビデオ上映会)	川西市役所
6月21日	私学の新人職員研修会～新入職員の学びの基本～	私学経営研究会
7月4日	令和6年度大学入学者選抜実施要項(令和5年6月2日付け通知)のポイント説明	文部科学省 大学教育・入試課 大学入試室
7月6日	私学の中間管理職研修会～これからの私学中間管理職に求められるマネジメントの基本を学ぶ～	私学経営研究会
8月3日	私学管理者のための法律知識	私学経営研究会
8月23日	留学生の在留審査手続の申請取次に係る説明会	神戸大学 学務部 国際交流課 (講師:大阪出入国在留管理局 神戸支局 森脇統括審査官)

8月23日	大学運営の未来を切り開くDX	NEC ネットエスアイ
8月25日	令和5年度「私立短期大学入試広報担当者研修会」	日本私立短期大学協会
9月1日	著作権よもやま話～やっていいこと、だめなこと～	私立短期大学図書館協議会 近畿地区協議会
9月22日	2023 短期大学教育改革 ICT 戦略会議	私立大学情報教育協会
9月22日	大手前大学総持寺キャンパス図書館見学	兵庫県大学図書館協議会
9月25日	寄附行為作成例改正のポイント	私立大学情報教育協会
9月29日	令和5年度「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」	日本学生支援機構
10月18日	教学と法人との一体的運営について	私学経営研究会
10月27日	私立短期大学教務担当者研修会	私学研修福祉会（日本私立短期大学協会協力）
10月27日	留学生住宅総合補償保険説明会	日本国際教育支援協会
10月31日	令和5年度 障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー（基礎編）	日本学生支援機構
11月6日	学校法人におけるリスクマネジメント	私学経営研究会
11月14日	寄附行為・就業規則及び諸規程の作成と再検討	私学経営研究会
12月4日	“自分の性”で生きること	兵庫県人権啓発協会
12月19日	食品／容器メーカーでの実地研修（紀州食品株式会社、東洋製罐株式会社 大阪工場、メビウスパッケージング株式会社 泉佐野工場）	本学（包装食品工学科）
12月22日	グループの歴史に思いを馳せるⅠ（中井理事長講話）	東洋食品研究所 事業推進部
12月26日	情報セキュリティ教育	本学（総務部、東洋製罐グループホールディングス株式会社 情報システム部）
1月9日	メンタルヘルスセミナー	本学（総務部、さくらクリニック&CO.）
1月19日	容器メーカーでの実地研修（三笠産業株式会社 本社工場）	本学（事務室）
1月24日	学校法人における基本金徹底理解	日本経営協会
2月19日	明日からできる「資料保存の基礎技術」	日本図書館協会 資料保存委員会
2月20日	令和5年度日本学生支援機構奨学業務連絡協議会	日本学生支援機構

2月21日	容器メーカーでの実地研修（日本クロージャ株式会社 小牧工場）	本学（今泉教授）
3月22日	グループの歴史に思いを馳せるⅡ（中井理事長講話）	東洋食品研究所 事業推進部

- (7) 組織レベルでは、風通しのよい職場環境づくりを心がけることで、日常的に業務改善の提案や事務処理の点検・評価を話し合える組織風土になっている。また、個人レベルでは、定期的な管理職との面談において、自らが率先して日々の業務改善をすることの重要性を意識づけるとともに、気づけていない部分については上司から改善ポイントを伝えている。
- (8) 学生の学習成果獲得の向上に資する委員会（学修支援専門委員会、カリキュラム専門委員会、FD専門委員会など）において、事務室職員は専任教員と協働して活動しており、自ずと連携が図れている。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4の現状>

- (1) 労働基準法第89条の定めにより教職員就業規則^{（備付資料-規程集 17）}及び諸規則規程類を制定し、所轄の労働基準監督署に届け出て運用しており、法改正の都度等、適宜見直しを行ない、教職員代表者の同意と理事会承認を経て所轄監督署に届け出ている。
- (2) 教職員の採用、退職、諸手当等を教職員就業規則に明文化し、労務関係の諸規則規程類は、本学の専任教職員であればグループウェアにアクセスし、いつでも閲覧できる環境にしている。また、諸規則規程類の改定があった場合は、教職員が全員参加する教職員連絡会において説明、報告している。
- (3) 人事労務管理は、法令等に則った諸規則・規程類に定められた運用と管理を行っており、適切な運営を行なっている。
法規制遵守に伴う時間外勤務と有給休暇取得については、勤怠システムを活用して管理徹底したり、有給休暇5日間取得についても、学事日程の中に給有給休暇取得推奨日を5日間設定したりするなどしている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

特になし。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

人事評価制度について、令和5(2023)年度に新制度をスタートした。主なポイントは、業績評価(KPI)の導入である。今後、運用しながら、必要に応じてブラッシュアップしていく。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

備付資料

- (1) 2020年11月24日 理事会資料
- (2) 2020年度 防災避難訓練計画表
- (3) 本学ウェブサイト 「情報公開」F12 建物の耐震化率
<https://www.toshoku.ac.jp/outline/disclosure/>

備付資料-規程集

- (1) 東洋食品工業短期大学規程集 5-01 図書館規程
- (2) 東洋食品工業短期大学規程集 5-03 図書館資料管理要領
- (3) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 7-01 経理規程
- (4) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 7-05 固定資産管理規定
- (5) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 7-06 消耗品管理規定
- (6) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 3-14 防火防災規定
- (7) 東洋食品工業短期大学規程集 4-18 情報セキュリティ管理規程
- (8) 東洋食品工業短期大学規程集 3-16 情報セキュリティ専門委員会規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
- ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

- (1) 本学の収容定員は70名、校地面積14,694㎡である。短期大学設置基準第30条で定められた収容定員上の学生1人当たり10㎡に基づき算定した必要校地面積は700㎡となるため、この規定を充足している。
- (2) 校舎と同一の敷地内にある運動場の面積は5,100㎡を有しており、体育実技の授業や体育系のクラブ活動等に支障をきたすことはない。短期大学設置基準第27条の2の規定を充足している。なお、運動場には天然芝を張り、体育実技の授業環境向上に寄与している。
- (3) 本学の校舎面積は3,856㎡である。短期大学設置基準第31条に基づくと、本学に必要な校舎面積は2,000㎡であることから、この規定を充足している。
- (4) 本学では、障がい者のため、本館、体育館の玄関口にスロープを整備し、車椅子での通行に配慮している。また、車椅子トイレを体育館に設置しているほか、緊急時対応のため、車椅子2台を事務室前に常備している。
- (5) 本学は、短期大学設置基準第28条に基づき、講義室2室、演習室1室、実験実習室15室、情報処理学習施設1室を有しており、教育目的に沿って活用され、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行っている。
- (6) 本学は、通信による教育を行なう学科を開設していない。
- (7) 本学で取得できる資格で適用しなければならない法令及び資格認定団体の規則に基づく機器備品は保有・整備しており、固定資産機器の管理台帳に基づき、計画的に設備更新を図る体制を整備している。
- (8) 図書館の面積は348㎡である。閲覧・貸し出しサービス等が支障なく行なえるようレイアウトに配慮している。
- (9) 購入図書は、図書館司書と図書館長が毎月、図書ミーティングを開催し、図書館規程

(備付資料－規程集 1) と図書館資料管理要領 (備付資料－規程集 2) に基づき選定している。選書・購入図書は食品関連図書がほとんどであり、図書ミーティングでの決定に基づいて適宜その充実を図っている。なお、書架の空きスペースとの兼ね合いを考慮し、利用価値のなくなった図書・資料の廃棄を、図書館資料管理要領に基づき実施している。令和 5 年度末の蔵書数は表Ⅲ－2 のとおりである。新着雑誌、製本済専門誌、A V 資料は、一般図書とは別置して利用の便を図っている。

表Ⅲ－2 蔵書等の概要 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

種類		冊数等
蔵書数	図書	13,129 冊
	専門誌等 (製本)	4,202 冊
年間受入数	図書	533 冊
	学術雑誌種類数	86 種
A V 資料数	ビデオ・DVD	232 種
A V 設備	視聴用モニター	1 台
	ビデオ・DVD プレーヤー	1 台
パソコン	蔵書検索用	1 台
	一般用	2 台
座席		30 席

なお、図書館関連規則について、令和 4 年 6 月に図書館利用細則の見直しを図り、実状に即した開館時間や内容に更新の上、同年 10 月より改定・施行している。

(10) 体育館 (1,149 m²) は、校舎と同一の敷地内に有しており、短期大学設置基準第 27 条の 2 の規定を充足している。また、ベンチプレス等を備えたトレーニングルームを併設している。

(11) 学生一人ひとりに対してモバイル P C と Microsoft 社のアプリケーション (Office365) を貸与し、教室内受講とともに Teams を用いたオンライン受講も可能な環境を整えている。また SharePoint を活用し様々な連絡をタイムリーに行い、また場所と時間を問わず確認できる環境を整備している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品 (消耗品、貯蔵品等) を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

(1) 本学では、全ての固定資産及び消耗品の管理のため、経理規程^(備付資料-規程集 3)、固定資産管理規定^(備付資料-規程集 4)、消耗品管理規定^(備付資料-規程集 5)等を整備して運営している。

(2) 上記の諸規定に基づき、購入・施工から除却までの管理を行っており、資産台帳は総務部が管理している。消耗品は、換金性の高い汎用物品等は各部門長が管理しているほか、当期に購入した消耗品で、期末日時点で未使用の消耗品は棚卸をし、数量に単価（時価）を乗じて金額を算出し、貯蔵品として期末評価している。

建物の長期的な補修計画は、施工業者による長期修繕計画に基づき、躯体、外壁等の修繕の資金計画を立案し、予算を引き当て、進めている。また、令和元年度に発足した校舎建替え補修プロジェクトチームと関係部署との連携により、建物、施設を永続的に維持管理していく中長期計画の立案を進めている。計画の骨子は、令和6年度に着工、築59年経過している平屋の図書館を解体撤去し、その跡地に4階建ての建物を建設する。そこに実習室、教室、会議室、学長室、事務室等の居室を移設、新設を行なう予定で、長年課題となっていたバリアフリー化の実現は、新設棟にエレベーターを設置して、本館と4階建て新設棟と食堂及び南館を2階の渡り廊下で連結して可能とする。更に、教室、各居室の拡張により、教育環境施設の更なる精度向上を目指す。これが、実現できれば、現在の築86年の本館改修は先延ばし、教育を止めることなく、併用して進めることが可能となる。資金面でも、中長期的な計画の立案が可能となるため、本館改修計画を進めていきたい。

実験・実習機器及び装置類の管理は、日常の管理者を機器ごとに定め教員が行っている。そのほか、総務部と教職員が共同で毎年9月に全固定資産の棚卸を実施し、設備の状態を含め資産確認を行い、更新計画^(備付資料-1)等に反映させている。また、資金面でも、高額教育設備や研究機器及び高額修繕費については、平成29年度から中長期的計画の引当を開始し、現在も継続的に運用している。

(3) (4) 地震、火災等防災の取り組みでは、防火防災規定^(備付資料-規程集 6)を定めている。

川西市消防本部の指導の下、年に一度の避難訓練^(備付資料-2)、消火器取扱訓練を本学と学生寮でそれぞれ実施している。

建物の耐震化については、大半が対応済みであるが、平成30年度からは、都度、耐震対応状態を確認して、その結果を本学ウェブサイト^(備付資料-3)に掲載している。

なお、本学の体育館は、川西市から、水害を除く災害時避難場所の指定を受けている。また、本学の防火防災規定に基づき、独自に保存食料、発電機、簡易トイレ、新型コロナウイルスPCR検査及び抗原検査キット等も備蓄し、管理している。

学内の防犯については、役員、教職員、学生を除く全ての来学者は総務部と事務室で入構受付と退場チェックを義務付けて管理している。また、学内9か所に防犯カメラ

を設置し、監視するとともに、録画をしている。

学内の警備は、学事日程に基づき、朝 6 時 30 分から 8 時までと、18 時から最終退場者までは有人警備を実施し、休日、夜間は大手警備会社による機械警備システムを導入している。

- (5) 学内で使用しているパソコンには、セキュリティソフトをインストールするほか、ネットワーク機器には通信制御（ファイヤーウォール）を施している。ただし、令和 2 年度末に情報セキュリティインシデントが発生したため、更にセキュリティシステムの対応強化の構築を推進している。

平成 29 年度にネットワーク機器の更新及び学内ネットワークの基盤整備を実施した。平成 30 年度には、認証サーバー等の導入により、アクセス権限・セキュリティ管理の強化を行った。また、令和元年に見直し改定された「情報セキュリティ管理規程」^{（備付資料-規程集 7）}他に則り、管理運用は、情報セキュリティインシデントが発生に伴い見直し改定を進めている。

- (6) 環境対策に対する取り組みは、官公庁の指針に沿った対応に努めている。本学が取り組んでいる環境対策は下記の通りである。

電力使用はデマンド管理を実施しているほか、照明の LED 化を平成 29 年度に完了させ、その他にも省エネ型エアコン化などを順次実施している。そのほか、5 月初旬から 10 月末までをクールビズ期間と定め、全学的に夏期及び冬期の空調設定温度は官公庁からの指示を遵守する指導を行なっている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

校舎建替えに備えた 2 号基本金の引当は、令和 3 年度に 10 億円に達した。それを使用して、図書館の解体撤去、新校舎の建設を実施することで、本館の改修は、先延ばしする予定である。保有株式配当金の増配により、投資費用は確保可能だが、教育を止めない対応とする予定である。また、その他に、男子寮、社宅、女子寮の建替えも計画されており、今後も多額な投資案件が控えている為、資金収支の中長期的な計画が必要となる。

本学のコンピュータシステムのセキュリティについては、ネットワーク機器には、ファイヤーウォール、認証サーバー、資産管理ソフトを導入し、端末にはセキュリティソフトをインストールして、ウイルス対策を行っていたが、令和 2 年度末に情報セキュリティインシデントが発生した。その後も対策を講じてきたが、日々新たなウイルスにさらされており、万全体制とは言い切れない。本学のセキュリティについては、クラウド管理と新たなセキュリティ対応の恒久対策と定着が必要であり、今後もネットワークシステムの維持改善と繰り返し学生・教職員への教育が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

令和元年度以降、学内 LAN に、学生及び教職員のアカウント付与・管理を行い、運用を開始し、教室、実験室等に無線 AP（アクセスポイント）の設置が終わり、令和 2 年度

に、学内LANの構築は概ね完了した。また、令和2年度末に発生した情報セキュリティインシデントの対策として、令和3年度にセキュリティの強化を図り、独自サーバー管理からクラウド管理へシステム対応など、様々な仕組みの恒久対策の定着を目指している。

学事システム導入については、令和3年度の供用開始を予定していたが、令和2年度末のセキュリティインシデント対応に伴い、機能の追加、カスタマイズが必要な箇所の検討が進まず、延期となった。加えて、セキュリティインシデント後のセキュリティ強化に伴って、供用開始に向けた新たな課題も浮上しており、令和3年度はそれら様々な項目の再検討で終了している。よって、令和4年度からようやく一部の稼働が実現でき、今後、本格的な稼働を目指す。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1の現状>

- (1) 本学は、知識偏重に陥らないようにするために様々な実習や実験を行う方針であり、これら実習・実験に必要な新たな機器について計画的に導入している。
- (2) 本学では、情報セキュリティ委員会が中心となって、定期的に情報セキュリティ教育を行うとともに、大学が用意している通信教育を用いて、セキュリティのみならず、情報技術を自発的に学べる環境を整備している。
学生は、必修科目「データサイエンス・AI」を受講することで、情報技術の修得、向上を図ることができるようになっている。
- (3) (1)で述べた通り、実習・実験に必要な機器を定期的に導入しており、導入した機器類は、メンテナンス計画に基づき、計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

- (4) 本学では、カリキュラムの全体感に基づき、必要な実習・実験機器を適切に分配、管理している。
また、新校舎建設を予定しており、現代に相応しい実習実験設備を導入する計画を立てている。
- (5) 情報セキュリティ委員会が中心となって、教職員に一人1台の執務用PCならびに研究用のPCを提供している。執務用PCについては、学生とのコンタクトを取ることができるようソフト面も整備している。
- (6) 教職員同様、学生にも一人1台の学修用PCを提供している。学内LANも整備しており、学内の至る所でも学修ができる環境を整備している。
- (7) 本学ではOffice365を利用しており、メール機能はもちろん、コミュニケーションアプリ(Teams、主に授業に関するやりとりで活用)、ファイル共有サービス(SharePoint、主に掲示板機能として活用)などを用いて、効果的な学習を提供している。
- (8) 特別教室として、ITルームを配置している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

技術的資源は充実している状態であり、特に課題は無い。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

令和2年度末に発生したセキュリティインシデント対応として、情報セキュリティ委員会で各種対応を継続中である。年々巧妙化するサイバーインシデントに対し、継続的な対応を取り、問題発生時には速やかに対応できる体制が大切であり、理想に近づけるべく、日々の活動を継続している。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

- (1) 計算書類等の概要(過去3年間)

備付資料-規程集

- (1) 学校法人東洋食品工業短期大学規程集 6-02 教職員退職手当支給規程
- (2) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 7-03 資金運用規程
- (3) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 7-01 経理規程
- (4) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 7-02 経理規程施行細則

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

(1) 本学は、東洋罐詰専修学校創設以来、創設者の遺志に基づき、低廉な学費と堅実な大学運営を持続している。その間、優秀な人材を食品加工、容器・包装に関連する業界に輩出し、広く社会に貢献してきた。また、本学は、開学以来支援をいただいている企業グループの深い理解と協力の下、安定的かつ継続的な支援を受けていることもあり、開学以来、安定的な財務状態を継続している。以下、本学は、計算書類等に基づき財的資源を把握し、適切に分析を行っている。

- ① 本学の資金収支及び事業活動収支は、長きにわたって、昨年度までは均衡していた。しかしながら、令和3年度からは、保有株式配当金の多額な増配があり、大幅な収入増加となった。それにより、以前よりも法人及び大学の経営状態は安定している（提出資料-1）。本学は、創設者の遺志もあり、入学金も含めて、他の国公立大学と比較しても、低廉な学費を長年維持した。財政的にも十分に可能であり、今後も継続し

ていきたい。

- ② 事業活動収支の収入超過は、保有株式配当金の増配によるもので、それらは、新校舎建替え他の特殊的な投資に充てて、通常の運営経費は例年の通りの支出に抑えて予算管理している。よって、以前から協力していただいていた多額な寄付金は、期待しないものとしている。
- ③ 貸借対照表においては、借入金はなく、継続的に特定資産の積み増しを行なっており、健全に推移している。
- ④ 本学は、一法人一大学で、法人と大学の財政がほぼ一致していることもあり、法人と大学の財政の関係を把握するのは容易であり、財政的に収入超過であり、安定を維持している。
- ⑤ 本学の純資産構成比率は98%であり、実質、負債は無い。財政は健全で、大学の存続を可能とする財政を長年維持してきている。今後も更に、保有株式配当金の多額な増配に伴い収入超過が見込まれるため、存続を可能とする財政を維持している。
- ⑥ 退職給与引当金は、教職員退職手当支給規程^(備付資料-規程集1)に基づき引き当てができており、第2号基本金等を含む特定資産も計画通り順調に引き当てている。
- ⑦ 本学では、資金運用規程^(備付資料-規程集2)に基づき、資産運用を適切に行なっている。なお、資産運用による収入は、保有する株式の配当金が大半である。
- ⑧ 教育研究費は、令和2年度までは経常収入の20%程度を超えていたが、令和3年度以降は14%以下となっている。その理由は、保有株式の増配に伴う経常収入(分母)の大幅増であり、教育研究費(分子)は十分に確保しているが、今後より一層、教育研究費の支出向上に努めていく。
- ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源への資金配分についても、経営計画で適切に配分されている。また、高額な設備機器については、計画的に積立てを行なっている。
- ⑩ 本学では、監査法人により、期中2回、期末1回、公認会計士による監査を実施し、監査意見について、その都度、適切に対応している。今後は、保有株式配当金の多額な増配に伴い収入超過となるため、財政管理、内部統制等を重点的に監査を実施していただく予定である。
- ⑪ 本学は、卒業生と在学生に対しては、小口の寄付金を募集している。企業からの寄付金は、私学事業団を通して適切な対応をしている。学校債の発行については行っていない。
- ⑫ 過去3年間(令和3年度～令和5年度)の入学定員充足率は平均88.6%、収容定員充足率は平均90.5%となり、100%を下回っている。本学は長らく、他府県からの入学者が半数以上を占めてきたが、COVID-19発生以降、他府県からの入学者が大きく落ち込んでおり、ここ数年の充足率が100%を割り込む事態となっている。
- ⑬ 本学は、近年、収容定員は充足できていないが、収容定員を超えても、それに対応した財務運営は十分に可能で、強固な財務体質を維持している。

(2) 財務資源の管理状況は、以下のとおりである。

- ① 法人及び大学は、毎年、中長期計画に基づいた事業計画と予算を関係部門の申請に基づき作成し、毎年3月の理事会・評議員会にて機関承認を得て、適切な時期に決

定している。また、年度内に予算の変更が生じた場合は、適切な時に、臨時の理事会・評議員会を開催し、機関承認を得て、対応している。

- ② 決定した事業計画と予算は、事業年度前に開示し、関係部門に速やかな執行を指示している。
- ③ 当該年度の予算は、当該年度内に適切に執行しており、予算の繰り越しは、原則、認めていない。何らかの理由で執行できなかった予算については、次年度の予算として、再度、予算申請をする決まりとなっている。
- ④ 日常的な現預金管理は、経理規程^(備付資料-規程集3)及び経理規程施行細則^(備付資料-規程集4)に基づき総務部が一元的に管理しているが、理事長は非常勤であり、日常的な報告は行なっていない。ただし、管理状況は半年ごとの結果と監査法人による監査を受けての結果を理事会の場で報告している。
- ⑤ 資産及び有価証券を含む資金の管理と運用は、資産等の固定資産台帳、資金収支台帳等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。また監査法人による監査を受けて、理事会で報告している。
- ⑥ 月次試算表は作成していない。理事長への報告は半期単位となる。なお、年度予算を適切に執行していくために、教職員に対して定期的に予算対実績報告を行なっている。なお、本学では、業務の効率化、システム化を適時進めているが、業務分担等の関係から特定の担当者に業務が集中し、業務負荷が偏る傾向があるため、一人の担当者しかできない仕事をなくし、多能工化を進めている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<テーマ 基準Ⅲ-D-2の現状>

- (1) 本学の将来像は、今後も「包装食品業界の発展を支えるとともに、人々の豊かな暮らしの創出に貢献する」専門的な職業人を育成することにある。そのためにも、食品業界が求める人材像の高度化へ、迅速に対応できる準備が必要となる。そこで本学では、学長のビジョンを実現するための会議体として大学運営会議を設置

し、学長、学科長、事務室長、総務部長がメンバーとなって、毎月1回、本学の将来像の明確にし、その将来像に沿った戦略を策定している。

(2) 客観的な環境分析は行なっていないが、学外から選任している学識経験者理事から様々な意見をいただいている。

(3) 本学では、経営実態、財政状況に基づいて、以下のような経営計画を策定している。

① 学生募集対策については、アドミッションセンター及び事務室が中心となっており、大学の方針と活動目標（入学定員2倍の受験生確保）に基づき募集計画を策定し、オープンキャンパス、高校訪問、出前授業、進路ガイダンス参加等を積極的に行っている。

本学は、学納金収入に頼らない経営をしており、自ずと、学納金計画も策定していない。

② 人事計画については、年齢構成のバランスを考慮し、本学の教育研究内容と関係が深い大学や企業の協力も得ながら、中長期的な計画を立てて進めている。

③ 教育研究環境の施設設備の計画は明瞭である。施設設備投資に関する中期計画を策定し、教育研究機器などの計画的導入と更新を財務面からも検討の上、計画的に積立てを行なっている。

また、現在、校舎の建て替えを進めているが、令和元年度にプロジェクトチームを発足し、関係部門と連携を図りながら全教職員参加型の活動を進め、令和4年度末には図書館の移設が完了し、令和6年度に新校舎建設の着工、令和8年度前期に竣工する予定である。また、新校舎建設に伴い、教育設備機器類については、既存設備機器の移設か更新かを中長期計画に基づいて検討している。更に、新校舎建設後、運営が落ち着いた段階で、既存本館の改築、改修の有効性も含め、今後検討を進めていく。

④ 外部資金の獲得については、企業との共同研究等を軸に働きかけを積極的に推進している。科学研究費補助金の獲得は、ここ10年ほど採択されていないものの、更に、研究レベルの向上を図り、毎年応募を継続する。遊休資産については、図書（固定資産）の廃棄を図書館移設に合わせて、検討を進める。現時点では、その他の売却・廃棄の対象となる物件はない。

(4) 本学は単科の短期大学で、収容定員も少ないため、学科ごとの適切な定員管理はできている。ただし、本学の学びの内容は、知識及び技術の専門性が高いため、教員数は、他大学と比較しても多く抱えており、人件費が割高となっている。また、実習設備も特殊な高額な設備機器類が必要であり、経費（人件費、施設設備費）は割高となっている。しかしながら、その体制と仕組みが本学の特徴と強みであり、必要経費と認識して、事業計画に組み込み、問題なく事業経営ができています。

(5) 財務情報については、本学ウェブサイトで公開している。また、定例の教職員連絡会で予算・決算の概要説明を実施しており、経営方針、活動目標等が報告され、予算管

理の徹底と危機意識の共有ができています。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

現在、経営は安定した状態を継続しているが、大幅な収入減少が発生した場合に起こりうるリスクや、採りうる対応策、防衛策の検討が必要である。また、改革総合支援事業の補助金の獲得を目指しているが、本学のような小規模短期大学では、毎年ハードルが高くなり、獲得がとてもしんどい状況にある。とは言え、令和3年度から保有株式配当金の多額な増配があり、財政面では、当面は心配がない状況である。よって、今後は財務管理と内部統制の強化が必要である。

また、不正防止対策として、発注・検収業務の分離が重要であるが、その対応に職員の業務負担が増加している。手作業からシステム対応への移行が必要であり、令和3年度にネット購買システムを導入し、運用中であり、令和4年度からは、本格稼働に向けて、更に、改良の予定である。

本学では、業務の効率化、システム化を適時進めているが、業務分担等の関係から特定の担当者に業務が集中し、業務に遅滞が生じる場合がある。一部の担当者に業務が集中しないように、業務の効率化、システム化を更に進める必要がある。令和3年度には新給与システムの導入により事務工数の削減ができた。令和4年度からは、本格稼働に向けて、定着運用を進める。

入学定員充足率については、令和3年度入学生については77%であったが、令和4年度入学生は、改善されたものの97%と定員割れ継続となった。COVID-19感染拡大の影響は少ないと思われるが、ここ数年の応募者数は減少傾向であり、入学志願者確保についての対策が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

固定資産の予算管理については、予備費を含めて、有効活用できるように見える化を行った。教職員連絡会での質疑応答を活発化させ、予算管理の意識を高めている。業務の効率化、システム化については、令和2年度より経費精算システムを導入し、運用も定着した。これにより、手書き伝票の大半が廃止となり、データ処理による事務工数の削減と承認方法の明確化による組織マネジメントの強化に繋げている。

令和3年度には、ネット購買システムと新給与システムを導入し、更に、事務工数の削減と組織マネジメントの向上の実績をあげることができた。今後、更にシステムの改良と範囲拡大を目指す。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

(1) 学校法人東洋食品工業短期大学規程集 01-01 寄附行為

備付資料-規程集

(1) 学校法人東洋食品工業短期大学規程集 02-01 教職員就業規則

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<基準Ⅳ-A-1の現状>

- (1) ①理事長は、本学の創設者、高碓達之助が創業した東洋製罐株式会社（現 東洋製罐グループホールディングス株式会社）の元代表取締役社長・会長でもあり、大学と企業の原点（始まり）が共通であることから、建学の精神に基づいた教育目的を常に理解し、学校法人及び大学の発展に寄与できる者である。

②理事長は、学校法人を代表して、業務全体を統一管理し、総理している。

③理事長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。

なお、事業報告と財務情報（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）は、私立学校法第47条に基づき、本学ウェブサイト公開している。

(2) ①理事会は、学校法人東洋食品工業短期大学の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

②理事会は、理事長が寄附行為第13条に基づいて招集し、議長を務めている。

③認証評価は事業計画として理事会に諮られており、理事会は、認証評価に対する責任を負っている。自己点検・評価活動においても、理事長の承認を得て、自己点検・評価報告書を決定している。

④理事会には、本学から必要な事項を議案として発議し、関係法令の改正等についても報告しており、理事会は本学の発展のために、学内外の情報を収集している。

⑤理事会は、寄附行為の定めにより、本学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

⑥理事会は、寄附行為や東洋食品工業短期大学 学則、教職員就業規則等、法人や大学運営に必要な規程を整備している。

(3) ①理事は、創設者が目指した学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な運営について学識及び識見を有している。

②理事は、私立学校法第38条（役員の選任）及び寄附行為第9条（理事の選任）の規定に基づき選任されている。

③寄附行為第15条（役員の解任及び退任）に、学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定を準用している。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事・監事・評議員の高齢化に伴う後任の適切な人材の確保、推薦者を計画的に選任する必要がある。

さらに、本学の学生に占める女性学生数が増加しており、現在は4割となっているが、この比率は今後も高まると予想している。また女性教員の割合も増加してきており、女性の

視点を短大経営に活かすことは重要だと考えている。このため、令和5年度は、女性理事を1名選任することができたが、今後も女性理事を適性人員に増やしていくことが課題である。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長は、現在の食品業界における課題等について、今までの知見を活かした学生への講演を行った。また、創立者である高碓達之助についての質問や疑問を教職員から募り、調査を行った結果を報告する講演会を開催して、創立者の人柄や思い等を教職員と共有した。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

備付資料

- (1) 2024年1月教職員連絡会資料「20240109_2024年度方針と活動目標.pdf」
- (2) 2017 東洋食品工業短期大学紀要第4号 後藤弘明 P5
- (3) 2020 東洋食品工業短期大学紀要第5号 千本克巳 P1

備付資料-規程集

- (1) 東洋食品工業短期大学規程集 2-10 学生の懲戒に関する規程
- (2) 学校法人東洋食品工業短期大学規程集 05-01 学長選任規程
- (3) 東洋食品工業短期大学規程集 3-02 教授会規程
- (4) 東洋食品工業短期大学規程集 3-03 センター並びに専門委員会規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学運営体制を確立している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規程に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

- ④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤教授会の議事録を整備している。
- ⑥教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

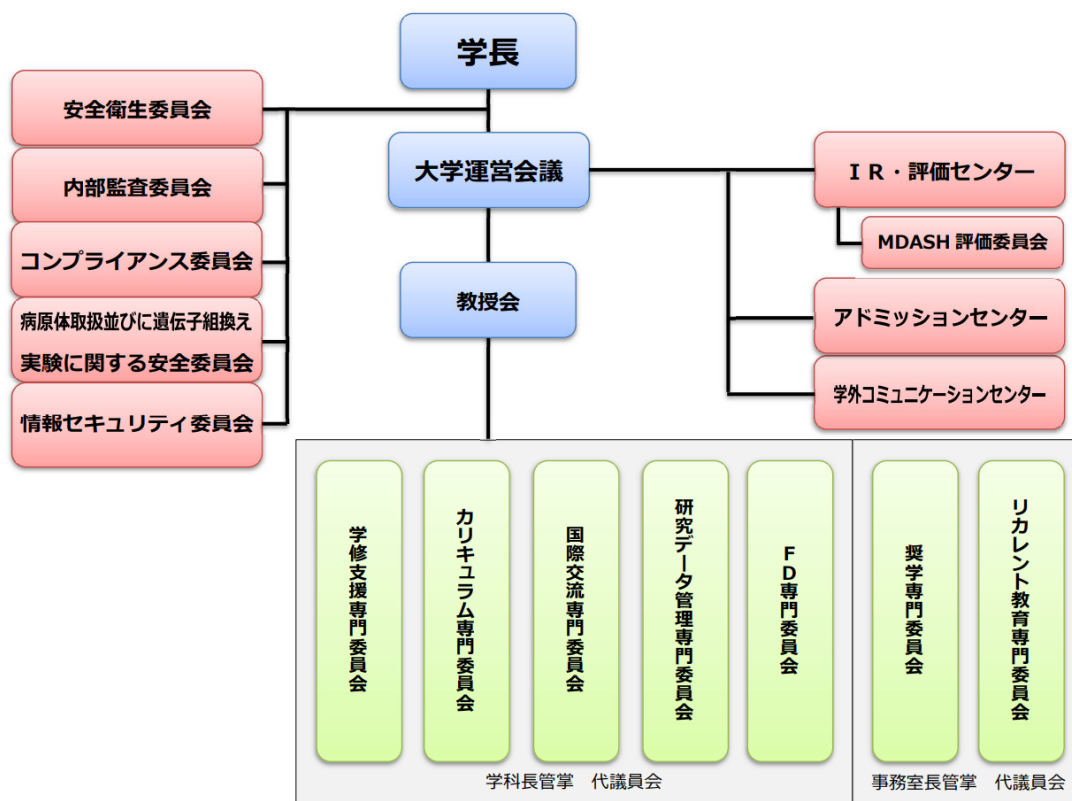
<区分 基準IV-B-1の現状>

- (1) ①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行なっている。
- ②学長は、本学の教育研究分野である包装食品工学に関する幅広い学識及び組織運営の識見を有している。
- ③学長は、本学の建学の精神に基づき、教育体制の強化及び質的向上、教育・研究環境の整備に取り組んでいる。
- ④本学では、学則第38条に基づいて規定する学生の懲戒に関する規程^(備付資料-規程集1)を定めており、懲戒処分の最終決定は学長が行なう。
- ⑤本学学則で定める通り、学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
- ⑥学長は、学長選任規程^(備付資料-規程集2)に基づいて理事会で審議され、理事会の3分の2以上の決議をもって指名され、理事長が任命を行なっている。
任命された学長は、大学運営の職務遂行に努めている。
- (2) ①学長は、③で述べるような内容を審議する機関である教授会を適切に運営している。
- ②学長は、教授会規程^(備付資料-規程集3)に定めるとおり、教授会が意見を述べる事項について教授会メンバーに周知している。
- ③教授会では、学生の入学及び卒業、課程の修了、学位の授与、学生の懲戒、学内諸規定の制定及び改廃等、教育研究に関する重要な事項について意見を聴取し、学長が決定している。
- ④学長は、③で述べた重要事項の審議がある都度、教授会を開催している。なお、本学には併設大学はない。
- ⑤教授会の議事録は、出席者が署名捺印した上で保管されている。

⑥教授会は、本学の学修成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

⑦教授会の下には、代議員会として、下図にある本学の会議体等組織図に示す委員会を規程に基づき設置し、適切に運用している。

図) 各センターの組織図 (令和6年4月1日現在)



<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

特になし。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長がトップマネジメントとして意識したのが、「昨今の四大志向の高まり及び少子化への対応」である。これに対処するには、特徴ある教育内容の充実と経営基盤の強化が重要と考えている。このため、教育改革を継続する従来からの取り組みに加え、「入学志願者及び食品産業界等に対して本学の魅力度を上げる」ことを提唱し、中期的目標とした^(備付資料-3)。さらに毎年1月には次年度の学長方針と重点強化項目を教職員に提示^(備付資料-1)して、部門単位で事業計画と予算立案に取り組むようにしている。

本学は小規模校であり、自ずと、学長と教職員間のコミュニケーションは良好であり、学長の方針が浸透しやすい環境にある。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

備付資料

- (1) 2023 年度監事監査日程
- (2) 2023 年度事業計画
- (3) 2022 年度事業報告書
- (4) 令和 5 (2023) 年度入試要項
- (5) 人事評価制度説明会資料

備付資料-規程集

- (1) 病原体取扱い並びに遺伝子組換え実験に関する安全衛生委員会規程(20240227新旧対照表)

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について監査計画^(備付資料-1)に基づいて、年 3 回適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。特に、資金収支予算書等の数値・金額については、専門的な観点から、会計的に必要な確認や意見提案をしている。
- (3) 監事は、定期的に監査法人と意見情報交換を行い、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に、監事の意見を添えて提出している。また、内部監査のチェックとフォローを継続的に行っており、法令等、寄附行為の定めに基づいた業務を適切に行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規程に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2の現状>

(1) 評議員会は、寄附行為第21条により、理事現在数の2倍以上の評議員23名を以て組織している。

(2) 評議員会は、私立学校法第42条及び寄附行為の規程に基づき、学校法人の諮問機関として、予算の補正や役員を選任、規則規程類の改定等、適時開催しており、毎年3月には事業に関する中期的な計画案と予算案^(備付資料-2)の諮問、5月に事業報告及び決算^(備付資料-3)の諮問で、定例会を開催している。また、必要に応じての臨時開催については、理事会で決議承認が必要なものが発生した場合に、必ず評議員会諮問を得て実行するようにしている。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規程に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3の現状>

(1) 本学では、学校教育法施行規則第172条の2の規程に基づき、教育情報を大学ウェブサイト並びに大学ポータルにおいて公表している。

(2) また、私立学校法第47条の規程に基づき、財務情報を大学ウェブサイト及び掲示板において公開している。毎年5月下旬から6月上旬に開催している理事会での承認並びに評議員会での諮問を経て、遅くとも翌6月末日までには公開することとしており、タイムリーな情報公開に努めている。また、平成21年度分以降の計算書類等についても本学ウェブサイトにおいて公開しており、経営の透明性確保に努めている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

本学の事業活動が適切か否かを第三者の立場で点検する監事は監査法人と連携しての業務の遂行が不可欠なため、総務部門が主体となって、監査法人との取り繋ぎと円滑な監事業務をサポートする体制強化が必要である。

また、現在の総務部組織は、他法人との兼務体制での業務を運営している。今後、内部統制の強化を進めていくうえでも、独立した組織体制での運営が必要である。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

本学の財務に関して、基本財産として保有している株式の配当収入が大幅に増加したことにより、学校法人全体の経常収支が大幅に収入超過となった点が特記事項として挙げられる。これによって生じた余剰資金の用途については、まずは新校舎建設を始め福利厚生施設(学生寮・社宅)建設等の大型投資案件と教育研究施設、設備の拡充を図る投資に充当することを計画的に進めている。今後、投資規模の大きな案件を多数扱うことが増える

と予想されるので、投資目的、資金使途判断の妥当性や投資金額と効果の合理性などについて、十分な説明責任が果たせるように統制・運営し、内部統制とガバナンスの強化を進めていく。その為に内部監査をはじめ、監査法人による定期的な監査をより厳格にしていく必要があると考えている。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

令和3年度の自己点検・評価報告書に記述した改善計画に対する実施状況は以下のとおりである。

- ①令和3年度から収入が大幅に増加したことに伴い、監査の充実を図り、財務管理・資金使途管理、不正防止など短大運営資金を適切に管理していく必要性が高まったことを踏まえて、内部監査のさらなる適正運用はもちろん、監査法人に依頼する監査内容の充実を図ることを計画し、監査法人による監査日程を1日追加するなど充実を図っている。
- ②大学運営会議、教授会を始め、各種センター、委員会活動を、より円滑に進める風土作りと制度の充実を図る必要がある。具体的には、会議議事録の速やかな公開、各種委員会の長の権限の明確化、貢献に応じた褒賞や業績評価への反映などであったが、それぞれ対応(公開・規程類の確認と整備^(備付資料-規程集1))済みである。なお、教職員の業績評価に関しては、事業活動への貢献を反映できるように評価制度を見直し、令和5年4月より運用を開始している。^(備付資料-5)

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

- ①令和7年4月施行の改正私立学校法への対応として、寄附行為をはじめとする法人規程改定、組織体制の見直しを図り、外部環境の変化に追従する体制の構築を計画する。
- ②短期大学を取り巻く厳しい環境(現状)への対応として、本学存在の認知度向上、魅力ある修学環境整備、社会・包装食品業界ニーズに基づく教育・研究の実践を計画する。